

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 6 年 9 月 1 6 日（火曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 6 年 9 月 1 6 日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計決算の認定について
議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
議案第 5 号 平成 2 5 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
議案第 6 号 平成 2 5 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
議案第 7 号 平成 2 5 年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席委員（9 名）

委 員 長	島 田 和 雄	副委員長	太 田 將 範
委 員	木 内 欽 市	委 員	滑 川 公 英
委 員	景 山 岩三郎	委 員	向 後 悦 世
委 員	伊 藤 房 代	委 員	宮 澤 芳 雄
委 員	飯 嶋 正 利		

欠席委員（なし）

委員外出席者（7 名）

議 長	高 橋 利 彦	副 議 長	平 野 忠 作
議 員	磯 本 繁	議 員	宮 内 保
議 員	米 本 弥一郎	議 員	高 橋 秀 典
議 員	林 晴 道		

説明のため出席した者（4 5 名）

教 育 長	多 田 哲 雄	財 政 課 長	林 清 明
税 務 課 長	佐 藤 一 則	保 險 年 金 課 長	渡 邊 満
高 齢 者 長	石 毛 健 一	農 水 産 課 長	高 木 寛 幸
高 福 祉 課 長	大 久 保 孝 治	下 水 道 課 長	石 毛 隆
建 設 課 長	赤 松 正	監 査 委 員 長	田 杭 平 三
会 計 管 理 者	鈴 木 邦 博	病 院 事 務 部 長	飯 塚 正 志
水 道 課 長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
病 院 経 理 課 長	石 見 孝 男	生 涯 学 習 課 長	佐 久 間 隆
学 校 教 育 課 長	河 北 隆	病 院 契 約 室 長	野 口 稔
病 院 総 務 課 長	永 嶋 英 和	病 院 医 事 課 長	片 見 武 寿
人 事 課 参 事 長	須 川 敏 行		
病 院 施 設 課 長	2 4 名		
兼 施 設 課 長			
病 院 総 合 患 者 長			
相 談 室 長			
そ の 他 担 当 員			

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範
副 主 幹	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田和雄） 皆さん、おはようございます。

初日の審査は長時間にわたりまして、委員の皆さんには大変ご苦労さまでございました。

この会議時間でありますけれども、委員会の会議時間につきましては、本会議と違いまして5時までといったような制限はありません。閉会時間は委員長の権限で決めることができるというようなことになっております。もし5時を回る場合は、委員の皆さんに確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、磯本繁議員、宮内保議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

9月12日に引き続きまして、高橋議長と平野副議長にご出席をいただいておりますので、代表して高橋議長、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 皆さん、おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、12日に引き続きまして、決算審査をしていただくことになっております。

どうか十分なるご審議をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

議案説明のため、教育長ほか、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

決算審査特別委員会の2日目に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

昨日は秋空のもと、敬老の日の行事も無事終了したと聞いております。これからもお年寄りの皆さんが安心して住めるまちづくりを目指し頑張りたいと思っております。

そして教育委員会といたしましても、次の時代を担う子どもたちのためにも安全・安心な夢あるまちづくりに努力したいと思っております。

また、日ごろより委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ認定いただけますようお願い申し上げます。簡単ですけども、ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ここで、埴田教育長は所要のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（教育長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） 9月12日に引き続きまして、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

初めに10款教育費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課より所管の事業について、決算に関する説明資料を中心に補足説明させていただきます。

資料のほうのご用意をお願いします。

決算に関する説明資料の79ページ、それと併せまして決算書のほうは279ページになります。79ページと279ページです。

最初に、小学校大規模改造事業です。

防災上及び老朽化により改修の必要のある学校施設の大規模改造工事を実施したものです。

本事業の決算額は繰越明許分を合わせまして2億9,325万6,000円で、特定財源は国庫補助金6,103万円と地方債1億9,290万円です。事業内容ですが、嚶鳴小は老朽化に伴う大規模改造工事になります。また、屋内運動場非構造部材の耐震の点検調査は、富浦小学校、三川小学校を除く13小学校の体育館の耐震点検調査を実施しました。

下段になります。平成24年度繰越明許分ですが、三川小と富浦小は屋内運動場防災機能強化工事で、天井板の落下防止等の工事の実施、その設計・監理業務を委託しました。飯岡小ですが、校舎に外階段を設置する工事を実施し、防災機能を高めました。琴田小は老朽化に伴う大規模改造工事及びその管理業務です。それぞれの事業費は記載のとおりとなります。

続きまして、84ページをお開きください。

決算書では287ページ、289ページになります。

飯岡中学校改築工事業です。老朽化により危険となっている校舎、屋内運動場を移転し改築するものです。決算額は2億1,720万4,000円で、特定財源は地方債1億8,590万円とその他、これは災害復興基金の繰入金になりますが、3,130万3,000円です。事業内容ですが、平成25年度におきましては不動産鑑定、土地の購入、水道配水管布設、物件補償を行いました。それぞれの事業費は記載のとおりです。

続きまして、決算書になります。決算書の274ページをお開きください。

繰越関係の補足説明をさせていただきます。

274ページの中段、小学校費の4列目、継続費及び繰越事業費繰越額の2億6,777万8,000円の事業ですが、古城小学校屋外運動場整備工事と、先ほどの決算に関する説明資料で補足させていただきました平成24年度分の繰越明許分の事業の事業費になります。

右側の275ページをご覧ください。

今度は2列目になりますが、翌年度繰越額の3億5,829万4,000円は嚶鳴小学校大規模改修工事、豊畑小と萬歳小の屋内運動場防災機能強化工事、豊畑小のキュービクル改修工事に係る翌年度への繰越分の事業費となります。

少し飛びまして285ページをお開きください。

2列目で繰越明許費の6億3,226万7,000円ですが、飯岡中学校改築事業に係るものです。

以上で庶務課の説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、学校教育課の主な事業について補足説明を申し上げます。

最初に説明資料の80ページ、それから決算書のほうでございますけれども、279ページでございます。説明資料80ページ、決算書279ページでございます。

備考欄1番の小学校教育振興費をご覧ください。

本事業は学校図書館の機能向上を図るため、児童と本をつなぐ役割を果たす学校図書館司書を配置するものであります。事業内容としましては、学校図書館司書2名を配置しました。労災等保険料に57万6,199円、賃金に396万2,675円を支出いたしました。

また、その他学校関連経費といたしまして853万5,386円でございます。

事業の効果につきましては、学校図書館司書を配置したことによりまして、学校図書館の環境が整備され活用しやすくなるとともに、学校図書館の機能向上が図られたところでございます。

続きまして、説明資料の81ページ、決算書の281ページをお願いします。

備考欄6番の小学校教諭補助員配置事業をご覧ください。

自閉症やADHD、LD等の発達障害を持つ児童・生徒が統計上約6%を占めると言われております。保護者のニーズを含め個別の支援教育の重要性が叫ばれております。本事業は小学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導及び特別に支援が必要な児童への指導を充実させるための補助教員を配置するものであります。

事業内容といたしましては、小学校教諭補助員を15校に配置し、さらに小学校外国語活動の充実を図るため3名を小学校15校へ配置しております。

ここで1点訂正をお願いしたいのですが、説明資料81ページにございます週5日30時間とございますが、この30時間を29時間に訂正をお願いいたします。30時間を29時間に訂正をお願いいたします。

週5日20時間または週5日25時間勤務しているものであり、労災等保険料に26万5,811円、賃金に1,834万2,550円を支出しているものです。事業の効果につきましては学習に集中できない児童への個別指導や基本的学習習慣の定着が図られ、さらに国際理解のための英語指導の充実が図られたところでございます。

続きまして、説明資料82ページ、決算書の283ページをお願いいたします。

備考欄7番の放課後児童クラブ室運営事業でございます。

本事業は小学校低学年を中心に下校後、保護者、または保護者に代わるものがない児童に対して子育て支援を行い、また生活指導を行い、児童の健全育成及び事故防止を図るものでございます。事業内容といたしましては、15校18クラブの児童クラブに指導員60名を配置

しました。歳出は労災等保険料に111万5,142円、賃金に6,683万8,858円、その他事務費等に321万5,980円でございます。

歳入につきましてちょっとページが飛びますけれども、決算書の39ページをお願いいたします。

9目教育費県補助金、備考欄1番の放課後児童対策事業費補助金5,387万6,000円のうち2,453万8,000円が運営に関する補助金です。なお、残りの補助金2,933万8,000円は、説明資料83ページの放課後児童クラブ室建設事業で補助されたものです。

それでは、説明資料82ページにお戻りください。

受託料は現年分3,067万5,000円、過年度分70万5,000円をいただいております。事業の効果につきましては児童の健全育成及び事故防止を図ることにより、共働きなど子育て世帯への支援ができたところでございます。

続きまして、説明資料83ページ、決算書283ページをお願いいたします。

備考欄8番の放課後児童クラブ室建設事業でございます。

本事業は嚶鳴小学校校内に児童クラブ専用施設を建設するとともに、琴田児童クラブ室及び干潟児童クラブ室の建設に向けての準備をいたしました。歳出は設計・監理委託料に414万7,500円、嚶鳴児童クラブ棟建設工事請負費に5,085万8,797円、その他事務費等に155万9,662円でございます。

歳入の放課後児童対策事業費補助金2,933万8,000円の内訳ですが、建設費補助金として2,867万2,000円、備品購入費といたしまして66万6,000円でございます。事業の効果につきましては嚶鳴児童クラブ棟の建築により環境の改善が図られました。

続きまして、説明資料85ページ、決算書289ページをお願いします。

備考欄1番の中学校教育振興費をご覧ください。

本事業には中学校に学校図書館司書1名を配置いたしました。事業内容といたしまして労災等保険料に33万4,945円、賃金に215万3,350円を支出いたしました。また、その他学校関連経費といたしまして641万4,634円でございます。事業の効果につきましては小学校教育振興費と同様に図書館機能の機能向上が図られました。

続きまして、説明資料86ページ、決算書の291ページをお願いいたします。

備考欄6番の中学校教諭補助員配置事業でございます。

本事業は小学校と同様に、中学校の担任教諭をサポートし、個に応じたきめ細かな指導を図るために少人数指導及びチームティーチングを展開するための補助教員を配置するもので

ございます。ここでも申し訳ございません、事業内容のところの週30時間とあるところを29時間ということで、訂正をお願いいたします。

事業内容につきましては中学校教員の補助員として少人数指導及びチームティーチングを展開するための補助教員5名を配置し、週5日29時間勤務しているものであり、労災保険料等に10万9,787円、賃金に746万7,750円の事業費でございます。事業の効果につきましては小学校と同様に少人数指導を行うことによって、きめ細かな指導が展開できる、また特別に支援を要する生徒への支援を行うことができたところでございます。

続きまして、別紙でお配りいたしました平成25年度学校いきいきプラン事業一覧をご用意ください。

市内各小・中学校が主体的に特色ある教育活動を展開する中で、児童・生徒一人一人に生きる力を育むための事業を実施いたしました。

事業内容といたしまして補助金として規模の大きな中央小、それから旭二中につきましては80万円、その他の小・中学校は50万円を補助いたしました。合計額は1,060万円となります。

主な事業内容を掲載してございますが、例えば一番最初、中央小のところの3番目の項目のところ、文化・芸術鑑賞事業ということで、落語家をお呼びしたり、オーケストラをお呼びしたり、それから下のほういって矢指小のところで丸の3つ目、防災教室を開催するための費用に充てたり、あるいは地域の専門家をお呼びして共和小のように陶芸教室を開催したり、2枚目のほうにいきまして豊畑小のようにサイエンスショーといいましょうか、そういうような科学的な興味を感じるようなショーですとか、それから嚶鳴小、下のほうにいきますと体力向上の一つの動機付けとしまして、項目4番目ですね、縄跳び実技講習会、ダブルダッチ世界チャンピオンを招いたりですとか、あるいは次のページいきまして三川小学校、自分たちで育てたお米をもとにレシピを作って、おこわを産業まつりに出店するというような企画、それから4項目め、萬歳小では学力向上のために独自に計算・漢字ドリルの問題作成に充てる費用にしたり、それから、中学校のほうでは一中で、これも地元の特色ある取り組みということで、地引き網の体験をさせたり、海上中では地域の清掃、それから花いっぱい活動ということで、項目の2番目としてクリーン&グリーン作戦、それから飯岡中の項目3つ目、中学生ならではの思春期の学習会、助産師等を招いて云々ということで、各学校、子どもの実態、あるいは発達段階に応じて学校の特色を生かした取り組みに活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、生涯学習課の決算に関する事項についてご説明いたします。

説明に関する説明資料の87ページをお開きください。決算書では301、303ページとなります。

文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、東総文化会館を中心に各種事業を実施いたしました。事業内容につきましてはウイーン少年合唱団のコンサートを皮切りに10事業を実施いたしました。これらの10事業に要した事業費につきましては小計欄ですね、1,419万6,883円でございます。その他文化団体等が東総文化会館を利用した際に助成している文化施設使用料助成16団体やあさひ少年少女合唱団ほか、講師への報奨金、その他事務費などを含めまして1,734万5,296円の実績でございます。

なお、特定財源の内訳ですが、国庫支出金の241万9,000円はウイーン少年合唱団のコンサートに対し、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ国庫補助金です。その他の財源の内容といたしましては入場料収入421万1,175円、旭のまつりに対しての地域伝統芸能等保有事業補助金30万9,000円、その他に文化振興基金から558万8,415円を繰り入れたものでございます。

続きまして、繰越明許、働く婦人の家の管理費でございまして第2市民会館、旧働く婦人の家耐震改修工事に係る繰越明許についてご説明いたします。

決算書の327ページになります。

10款4項13目15節工事請負費、備考欄下段の3、働く婦人の家管理費繰越明許4,124万4,000円ですが、旭市保健センター及び第二市民会館に係る耐震改修工事並びに設計・監理業務委託料です。昭和54年築で昭和56年の前の建物でありますから耐震診断を実施したところ、耐震基準をクリアしていないため、当初25年度予算で工事費を計上する予定でしたが、24年度に国の予算で措置されることになったため、繰り越し実施したところでございます。

工事の概要については1階部分プレスの3か所補強、2階部分の負荷のかかる部分の撤去、雨漏り改修等でございます。

この工事に係る歳入について申し上げます。

決算書の31ページをご覧ください。

13款2項4目2節住宅費国庫補助金、備考欄3、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修等補助金）繰越明許分548万6,000円です。歳入については補助対象経費1,645万8,000円で、補助率は3分の1です。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） 体育振興課よりご説明いたします。

決算に関する説明資料は88ページになります。決算書は329ページになります。

事業名はスポーツ振興事業でございます。事業概要は各種スポーツ大会等の開催により、市民の一体感を醸成するとともに、各種団体に補助金を交付しスポーツの振興を図ったものでございます。

事業内容で主なものといたしまして掲載してございます飯岡しおさいマラソン大会に498万円、1つ飛びまして市民駅伝大会に172万4,989円、また1つ飛びまして、市民体育祭に516万8,984円となっております。このほかスポーツ振興の補助金といたしまして上から2つ目の旭市体育協会に206万円、3つ飛びましてスポーツ大会招致開催補助金に190万6,684円、一番下になりますが、スポーツ少年団育成補助金ほか3件でございますが、148万5,000円となっております。

決算額といたしまして一番上段になりますが1,949万6,000円でございます。右の財源内訳でございますが、特定財源のその他500万円は、地域振興基金繰入金となっております。残りの1,449万6,000円は一般財源でございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、10款教育費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもおはようございます。ご苦労さまです。

放課後児童クラブの件なんですけれども、だいぶ整備されてきました。それで今後はどういうふうに考えているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それともう1点、教育費のほうで平成22年をピークにだいぶ下がってきました。これからもこのように下がっていく推移だと思いますけれども、どのような見込みをしているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

その2点だけお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、放課後児童クラブ、いわゆる学童でございますけれども、昨年度、嚶鳴小学校を新しくして、その前は共和ということで、単独で新しくしていただきました。現在、琴田小学校と干潟小学校に新しく学童クラブの建物を専用の施設ということで建築をしていただいているところでございます。

市内の状況を見てみますと、おおむね1人当たりの面積と申しましょうか、そういうことを考えてみますと、琴田小学校と干潟小学校、今までかなり1人当たりの面積が非常に狭く、ご不便をおかけしたところではございますが、この現在建設中の琴田小学校、干潟小学校の建設が完了いたしますと、おおむね基準に沿ったといいましょうか、面積が確保できていることから、現時点では新しい施設の検討はしていないところでございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません、教育費が下がってきているということ、過去の数字きょう持っておりませんので、はっきりしたことを申せませんが、予算化については担当課から出てきた予算要求、それをそれぞれ精査する中で必要なものにはしっかり付けているつもりでいますので、もしかしたら事業が減ったのかなと思っております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 決算書の271ページ、育英資金給付事業、これの詳しい給付状況、何年かにわたってお知らせいただきたいと思います。

それと、この説明資料の88ページ、スポーツ少年団育成補助金ほか3点ということで148万5,000円、この詳しい状況も分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、育英資金につきましてご説明させていただきます。

本年度の支給状況でございますけれども、高校生に対しまして8名、それから専門学校に対して1名、短大に対して4名、大学に対して27名を支給対象としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） 決算説明資料88ページのスポーツ少年団育成補助金ほか3件でございます。

最初にスポーツ少年団の育成事業補助金37万5,000円です。次に、県民体育大会開催補助金36万円、それと高校駅伝ですね、それに60万円、もう一つ卓球競技の振興補助金といたしまして15万円、以上4件で148万5,000円でございます。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 育英資金のほう今お聞きしたんですが、単年度、去年のどのくらい、今年1年ですね。1年で上がった分というか、それはどのくらいの人数的なもので拾っているのか。もちろん最近手を挙げる方も多いというふうな、でもだいぶ落ちている子どもも多いと。多分評定のほうも皆さん足りている方が多いんじゃないかという中で、もちろん優秀な子どもにということなんであれですが、1年間にはどのくらいの人数で。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、育英資金給付事業につきましては昨年度に比べて15%ほど予算としては伸びているところでございます。今ご指摘いただいたとおり、この育英資金を給付するためには成績の部分ですね、評定の部分、それからあと、そのご家庭の所得の水準というのがございまして、その2つの要素を勘案しまして給付の決定をさせていただいているところです。

高校生につきましては千葉県県の県立高等学校の授業料の額、そして大学生については一応月1万4,440円ということで決めているところです。

給付状況の変化でございますけれども、平成24年度は高校生、大学生等を合わせまして36名に対して給付していたところですが、平成25年度は41名と5名ほど増えているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 小学校教育振興費と、あと中学校教育振興費のところの説明資料の80ページと85ページの学校関連経費850万円と650万円くらいありますが、これ何か一括でまとめ

ちやうと、何か消耗品費とか修繕料とかちょっと分かりづらいんで、ちょっと細かく説明していただければと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 教育振興費というお尋ねでございますけれども、これは小学校、中学校でもそうですけれども、お手元の資料279ページ以降になろうかと思えます。決算書の279ページ以降になろうかと思えますが、小学校教育振興費ということで、この中に先ほどご報告申し上げました学校図書館司書の経費が含まれているところでございますが、そのほかというお尋ねでございます。

各学校を運営していくためには、例えば281ページのように小学校で言えば教材の備品等の購入に充てる、この中には図書の購入費も入りますし、それから要保護・準要保護家庭への児童の援助ですとか、特別支援教育に在籍するお子さんへの就学の援助、それから小学校情報教育推進事業ということで、これは主にパソコン等の整備……

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） 教育振興費の分……失礼いたしました。

（発言する人あり）

○学校教育課長（石見孝男） 申し訳ありません。すみません、ちょっと広く捉えてしまいました。

この中で図書館司書の賃金も入ってございますが、例えば行事における、校内の行事いろいろございますけれども、報奨に充てたりとかですね、卒業証書のホルダーですとか、それから防災教育を行った場合の講師の謝礼金ですとか、あるいは消耗品等、学校図書館司書を配置しておりますので、その関係の消耗品ですとか、あるいは新入学の児童のランドセルカバーを配置したりとか、それから黄色い帽子ですね、新入生がよくかぶっていると思いますが、黄色い帽子を購入する。あるいは防犯ブザーを購入したりとか、卒業式、入学式等に胸に花をつける胸花がございますけれども、そういうものですとか、あるいはあとは各学校いろんな通知表を印刷したり、それから卒業証書を印刷したりとか、研究も行っておりますので、研究のまとめ等の印刷を行ったり、昨年度防災教育のパンフレットも印刷をして配布したところです。

それから、修繕としまして楽器等の教材修理に充てているところでございます。

以上でございます。失礼いたしました。

(発言する人あり)

○委員長（島田和雄） 暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○委員長（島田和雄） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 大変失礼しました。

281ページをご覧ください。決算書281ページです。

委託料といたしまして、これ社会科副読本編集委託料とございますけれども、これは小学校3年生、4年生が地域の学習を進めるということになっておりますので、そのための編集委託料でございます。

それから、使用料及び賃借料ということですが、これは自動車の借り上げが中心でございます。音楽会ですとか、体育大会に各学校参加するためにバスを借り上げたりとか、そういうようなものでございます。

原材料費につきましては理科の実験等に使う薬品ですとか消耗品関連でございますので、それに充てているところでございます。

それから、通学用ヘルメットにつきましては市内3校ヘルメットをかぶっておりますので、その補助金に充てているところです。

以上です。

中学校のほうですね。

289ページ、決算書289ページをお願いいたします。

これもほぼ小学校と準じたものでございますが、例えば使用料及び賃借料の中ですね。その中に民間のプール代の借り上げですとか、あるいは合同文化祭の会場の使用料等が中学校ならではのことでございます。あとはそのほかは小学校と同じような、同様な支出の内容となっております。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 大体そういうことに使われているんじゃないかなっていうのは分かりま

したが、何かこうやって一括で書かれちゃうとちょっと分かりづらいんで、今後もうちょっと分かりやすく説明資料のほう作成お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 学校いきいきプラン事業、落語家を結構呼んでいるようですが、この1回に大体お幾らぐらいで来てくれるんですか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 申し訳ありません、ちょっと落語家お一人で幾らというのは、ちょっと今手元に資料がないんですけれども、これは同じような文化芸術の関係でいきますと、演劇を呼んだりとか、あるいはオーケストラを呼んだりとか、非常にお呼びする方によって非常に差がございます。演劇であれば、一般的には30万円以上の、あとは鑑賞する人数にもよりますけれども、そのぐらいするものでございます。落語はお一人でやると、それほどにはならないかなというふうに思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 鑑賞する人数で、人数が多ければ高くなるんですか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） その辺、劇団にもよると思うんですけれども、人数によるところはございます。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、こうやって見ると、柳家三之助さんと呼んでいるところが3校ぐらいあるんですよ。ですから、幾らでもかからなきゃいいんですけれども、どうせなら文化会館あたりでみんなやっちゃったらどうかなと、安く済むんじゃないかなと思ったんですが、どうですか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 貴重なご意見ありがとうございます。

近隣の学校であるとまとめやすく、どこかの学校の体育館に集まるというのがあるんで

すが、またそっちのほう散らばっていますと、その輸送費等もまた考えなければなりません
ものですから、現状のようになっているかと思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） じゃ、最後にもう一つ、これね、いいんでしょうけど、豊かな人間形成
とかいろいろいいんでしょうけど、最近気になる。やたら落語とか観劇、全学校中やってな
いのが琴田小と干潟小だけなんですよ。あと全部観劇だとか、何とかでんじろうだとか、あ
といっこく堂、腹話術、情操教育にいいんでしょうけどね、全部そういう流れなんですかね、
こういうの。これが流れで、どこの学校もみんなこういうことをやるようになってきつつあ
るんで、やるのであればお金を使うわけですから、文化会館あたりでみんな一緒にやっちゃ
ってね、やったほうが効率的だと思ってちょっと質問をさせていただきましたが、どうでし
ょうか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 実は中学校は所管するところではないんですけれども、まとま
ってというところが確かに卒業生対象にさせていただきます。演劇につきましては非常に私も現
場で体験したところですが、やはり子どもたちは生の芸術に触れるという機会が本当
に少ないものですから、自分の体育館で行うとはいえ本格的なセット、そしてプロのやはり
演技を見ますと心を揺さぶられるものがございます。そういうことから、各学校で演劇等
を採用するっていうケースは非常に多いのではないかなと思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 今度ぜひね、議員も見たい人は呼んでいただいて、そういうことをまた
私も心を揺さぶられたいと思いますので、そういうご配慮を、またあったらよろしくお願い
します。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 説明資料の80と決算書の281ページ、ちょっとこれ関連あるわけなんで
すが、今活字離れということで、なるべく図書館を利用するというで、こういう図書館
司書とか、図書館は充実させるべくこういう予算組まれていると思うんですけれども、そう
いう中で、281ページの図書購入費ですね、小学校の、480万円ほど組まれていますね。

ですから、入れ物とかそういうものは充実してきているんですが、この図書購入費ですか、これは国が一定の基準みたいなものを定めていますよね。そういう中で、この予算はそれと比べたらどうなるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 基準財政需要額というのがございまして、それに比べまして平成25年度につきましては小学校で52%ほど、中学校で58%ほどということになっております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、入れ物とかそういうものは充実したけれども、中身は半分くらいしかないってことですな。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 教育予算はほかにもたくさん教員補助員もつけていただいたり、図書館司書もつけていただいたり、その中でお願いしている中でいただいていることでございます。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） あのね、やっぱり入れ物とかそういうことより中身の充実が大事だと思うんですよ。その辺ひとつこれからはよろしくお願いしたいと思います。半分しか本ね、ないわけですから、ないというより購入してないわけですからね。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ありがとうございます。

おっしゃっていただいて本当にありがとうございます。そういうふうに予算確保に向けて努力してまいりたいと思います。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、3点ほどお尋ねしたいと思います。

その前に先ほど木内委員よりお話がありました、この学校いきいきプランについて、ちょっと自分も1つだけ、回答は結構ですから、考えるとこあるんですけども、旧干潟町時代にやっぱり学校にお金がないんで、行政のほうに自由に使えるお金を少し予算を切ってくれと

言ったら、町長が20万円でしたかね、1校。そういったお金をくれたんですけど、おめえら、何に使ってもいいっていても、結局その収支は出してくれということで、誠にありがたかったんですけど、そういうふうな要望があると、やっぱり限られたものになってしまう、そういった経緯があったんですけど、この50万円というお金が、それは妥当かどうかというところもあるんですけど、ぴったり50万円使い切るっていうのは非常に難しいし、何にどういうふうに使ったら子どもたちのためになるのだろうかという面で、学校のほうで困っていることがあってはいけないと思うんですね。

ですから、それはもう教育委員会のほうでしっかりと校長会議でも何でも一遍取り上げていただく時期なのかなというふうに思います。これは余計なことで大変失礼しますが、そういった考えがありました。

それでは、お尋ねをいたします。

決算書の285ページの上段、説明欄9番の小学校スクールカウンセラー配置事業、併せまして293ページの中学校のスクールカウンセラー配置事業、これの人数と1週間の配置状況といいたいでしょうか、時間数とか具体的に分かりましたらお尋ねしたいと思います。

それと2点目に、289ページ、下段のほうにあるんですけども、説明欄の19番、負担金補助及び交付金の中の協議会等参加補助金とありますけれども、42万7,219円、この内容についてお尋ねをいたします。

それと299ページの上段、13番委託料、手話通訳委託料、これについて簡単でいいですので説明をお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、お尋ねの1点目につきまして、スクールカウンセラーの配置ということでございますが、実はスクールカウンセラーの配置をしているんですが、何の費用で雇用しているかということを申しますと、大きく分けて市の費用、それから県の費用、それから国の緊急雇用ということで、この3本立てで実は今配置をさせていただいているところです。

市の費用につきましては年間について300時間を市教委に籍を置くような形で、随時要望があれば、市内の小学校15校に対して、その要望に応じて、あるいは状況を見ながらカウンセラーが年間300時間の中で対応しているところです。

県費について採用されているスクールカウンセラーにつきましては、各中学校5校ござい

ますけれども、二中が週2回でございますが、そのほかの中学校については週1回という配置になっております。

それから、国の緊急の関係ですけれども、これは各学校、小学校、中学校年四、五回ということで、配置を考えております。

申し訳ありません、県費のほうで1つ落としました。中学校の5校プラス中央小学校が2週間に1回程度ということで、これも県費で賄われているところです。

以上でございます。

それから、補助金の関係でございます。

289ページをご覧ください。

負担金補助及び交付金ということで、これは関東大会、あるいは全国大会等に出場した場合について、参加補助金ということで支出をしているところです。陸上競技、水泳、卓球、吹奏楽等々ございました。それから、あとは通学用ヘルメット補助金もその補助金の中に含まれております。補助率2分の1で各中学校に補助をしているところです。

以上です。

○委員長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 手話通訳の第9回の文化講演会の際に……失礼しました、成人式の関係で。すみませんでした。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 一番最初のスクールカウンセラーのところで人数をお聞きしたんですけど、これは把握できないんですか。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） カウンセラーの人数でございましょうか。これは5名なんですけれども、それぞれの予算の出どころで、現場では区分けがつかないんですが、5名が分担して当たっているところです。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） この5名というのは小・中合わせて全て市内で5名ということでしょうか。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 申し訳ありません。6名でした、6名です。この6名が市教委

に1人と、あと中学校に1人ずつで5名で、それが巡回しているような感じで、担当校決まっております。小・中両方とも校区に応じて巡回しているところです。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

自分たちのころにはなかったシステムで、だんだん社会の環境がちょっと悪くなってくるって言い方は悪いですけども、先生方の努力が何かストレートに子どもたちに報われないっていったら言い方あれですけど、生かされないっていう、残念ながらカウンセラーが活躍する場があると思います。ありがとうございました。これしっかりまた継続していただきたいと思います。

それと協議会のところなんですけど、協議会等参加補助金、今市内で中学校の特に子どもたちの活躍が本当に目覚ましいといいましょうか、大変ありがたい話で、こういった補助金というのは一つの大きな励みになって、子どもたちが頑張れるっていうことがあると思います。継続してほしいと思います。ありがとうございました。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほど誤解があったらあれなんですけどね、いきいきプラン、本当にいいと思うんですね。ですから、もしも会場が余裕がある、今小学校なんか全校合わせても100人ちょっとというところもあるんですね。体育館がらがらです。そういう場合には古城小がやってあるように、父兄、保護者、祖父母も一緒に見てもらうと、こういうのもこれから地域とのふれあいで考えていただけたらなと、このように思っております。

実は東総文化会館でチケットをもらって私あまり興味なかったんですが、ロシアから劇団が来て見に行ったんですよ、女房と2人でね。いやあびっくりしたんですよ、その技術の高さ。世界一流のあれを見れてね、充実した1日を過ごさせていただきました。ですから、ぜひそういう機会があればですね、例えばいっこく堂でも何でも生で見て、やっぱり共有するのもいいことかなと思いますので、ぜひね、またスペースがなけりゃいいですよ、あればこの古城小のように父母、保護者も一緒にというようなのもまた企画していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） おっしゃっていただいたとおり、各学校、保護者をお呼びした

り、それから近所の保育所に声かけたり、それからあとお年寄りの老人施設でございましょうかね、そういうところにもお声がけをして来ていただくって学校はたくさんございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、10款教育費についての質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、11款災害復旧費について、補足説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、決算の説明資料、最終ページになります。89ページをご覧いただきたいと思います。決算書は343ページ及び345ページとなります。

初めに決算額でございますが、3,195万6,000円、財源内訳としましては国庫補助金が831万6,000円、地方債400万円、その他395万5,000円が災害復興基金の繰入金でございます。一般財源は1,568万5,000円となっております。

それでは、事業概要でございます。

その前に先週お配りいたしました工事等一覧表をご用意していただきたいと思います。

初めに上段の部分でございますが、現年分の委託料で388万3,950円、工事請負費は20件で1,107万8,550円でございます。こちらは一覧表の19ページ及び20ページに明細がございます。こちらの内容でございます。

それと負担金補助及び交付金、私道の整備助成金6件、395万5,000円でございますが、こちらにつきましては私道の被災私道復旧事業ということで、6件を補助してございます。内訳としましては飯岡地区が4件、海上地区が1件、旭地区が1件、いずれも液状化による私道の被災ということでございます。

続きまして、平成24年度の事故繰越し分でございます。1件、工事請負費が、これも同じ

く一覧表の20ページ、最後の段になります。こちらにつきましては海上地区、岩井地先の災害復旧工事でございます。繰り越しの理由でございますが、当初予定していたものよりも湧水量、これが多うございました。それに伴いまして現場の手当て等々考えましたところ、事故繰越しをさせていただいたものでございます。

工事費 1 件は1,246万8,750円、物件補償 1 件56万9,950円でございます。

それと決算書の342ページをご覧くださいと思います。

11款 3 項、真ん中の継続費及び繰越事業費繰越額1,303万8,700円、こちらが事故繰越しの分でございます。

それと決算書の343ページ、翌年度繰越額、こちらが同じく 3 項で繰越明許費として2,808万2,000円ほどございました。こちらにつきましては災害復旧工事の 4 か所を26年度へ繰り越ししたものでございます。このうち 3 か所については既に終了しておりますが、残り 1 か所が鐮木地先のほうがまだ終わってございません。これにつきましては家屋とのり面の距離が 1 メートルもございませんでした。それで工法等の選定、これに手間取りましたもので、ちょっと発注が遅れておりました。10月の完成予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について……失礼しました。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、社会教育施設災害復旧費の決算についてご説明申し上げます。

決算書の345ページをお開きください。

歳出になります。11款 4 項 2 目15節工事請負費の備考欄15、工事請負費災害復旧工事1,354万5,000円ですが、東日本大震災により大原幽学旧宅南側の斜面上部に亀裂が生じ、崩落の危険性が大きくなったため大原幽学遺跡災害復旧工事として、国・県の補助事業により行ったものであります。

工事概要につきましては補強土壁工153平方メートルでありまして、既存斜面下に 3 メートルの幅で総延長約51メートルにわたり土壁をメッシュパネルで補強し積み上げていき植生を施したものであります。史跡指定地内ということで景観を考慮し、この工法を選定したものであります。

3 月16日に大原幽学先生没後150年祭並びに大原幽学遺跡復旧事業竣工記念事業にご披露

させていただいております。

続きまして、歳入になります。

決算書の33ページをお開きください。

13款2項5目4節社会教育費国庫補助金の備考欄1、史跡等登録記念物保存修理費補助金948万2,000円です。補助率は70%、決算書の39ページもお開きいただきたいと思います。

14款2項9目3節社会教育費県補助金の備考欄2、文化財保存整備事業補助金200万円です。補助率は15%です。

以上で生涯学習課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、11款災害復旧費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点だけお尋ねいたします。

342ページの11款、これは市全体の公共施設と、それから道路橋梁それぞれの現在までの復旧状態といいましょうか、復旧の割合について分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 25年度での実施事業は全て終了しております。それと26年度へ繰越明許いたしました4か所2,808万2,000円については、3か所は既に終了でございます。もう1本は錆木地先、こちらは10月の竣工を予定しております。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 同じく災害復旧工事で、ちょっと今思い出したんですが、これ旧干潟地区が非常に多いですね。やっぱり高台が崩れて。どうか分かりませんがね、実は旧海上の岩井のキャンプ場のところが大きく崩れたときがありました、大金かかりましたが。あれはただ雨が斜面に降って崩れたんじゃないんですよ。道路の水が1か所へ寄って流れ込んで、それが続いて崩れてしまったんですね。

ですから、道路の側溝の整備だとかやらないと、地元やっぱり見てましたけど、ほとんど

がよくうちのほうやってもらいました。道路を高くやってもらいましたが、雨水、雨だけで崩れたんじゃないですよ。道路からあふれた水によってずっとそれが延々行って崩れてしまうということが高台の場合多いものですから、そういったところをちょっとまたこれから台風来なきゃいいんですが、その前にはよく見ていただいて、お願いをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 木内委員おっしゃられるように、水の集中する部分、これは常々把握しておりまして、危険なところについては事前に土のうを持って防御をするとか、そういうふうに努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 当然もうお分かりだと思いますがね、例えば斜面がこうあって、斜面がくぼんでいるところありますね。当然そこへ雨水が集中するわけです。ですから、山の斜面の出っ張ったところは崩れないんですよ。へこんでいるところが崩れるんで、特にその上あたりが大きく崩れます。さっきも言いましたように、滝山の上もそうです。くぼんでいるところの山の上が畑の水とか全部そこに行っちゃって、それで大災害、相当大金かかったんですよ。これからそれがなければ市の財源も助かるわけですので、よろしくお願いします。答弁結構です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、11款災害復旧費についての質疑を終わります。

続いて、12款公債費について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、12款公債費について補足説明申し上げます。

決算書の344ページお願いいたします。

12款公債費の支出済額は29億7,496万5,490円で、前年度比5,529万259円、1.8%の減となっております。内訳といたしまして1項1目元金、備考欄1の借入金償還費が26億4,034万1,275円、2目利子、備考欄1の借入金利子支払費が3億3,462万4,215円となっております。

なお、支出済額29億7,496万5,490円のうち交付税算入額は21億7,414万7,000円、73.1%となっており、市の実質負担額は8億81万9,000円、26.9%でした。

また、一般会計平成25年度末の市債現在高は277億236万9,000円で、交付税算入予定額は230億5,002万1,000円、83.2%となっており、市の実質負担額は46億5,234万8,000円、16.8%となる見込みであります。

以上で公債費の説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、12款公債費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 公債費の中で、合計をちょっとお願いしたいと思うんですが、25年度末の公債費の中での臨時財政対策債ですか、の25年度末の残高。それから、合併特例債ですか、の残高、そしてそれに対しては国は交付税でどういうふうに算入した中で、市に交付税措置されるのか。例えば合併特例債であれば、この年度に起債を起こしたものの、10年で国は返しますよとか、臨時財政対策債であれば20年で返します、どういう基準になっているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、細かい数字がちょっと手元にないのですが、まず合併特例債の25年度末、7億九千七百……じゃないですね、そんなはずないですね。

○委員長（島田和雄） しばらく休憩しますので、調べてください。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみませんでした。償還金を読みました。

25年度の期末残高合併特例債が100億6,389万7,000円、それから臨財債が117億1,058万3,000円であります。国がという話ですが、今のところ臨財債という制度がありますので、

交付税にこの償還額を算入しているということでありまして、例えば合併特例債については100%が基準財政需要額で見てくれるということです。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） だから、それは合併特例債は、これは起債の70%ですか。それから臨時財政対策債は100%ということになってますよね。ですから、その中で合併特例債、例えば今年10億円起こしたら、それはね、国は何年間で10億円を交付税算入するような仕組みになっているのか。臨時財政特例債であれば何年間で、今年10億円借りたものを何年間で交付税に算入する、その年数です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 償還金に対してということでもありますから、償還期間は何種類あるかと思いますが、その返し終わるまで面倒見ることになっております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 返し終わるまでじゃなく、例えばもう臨時財政対策債も長年続いているわけですね。合併特例債も長年続けているわけなんです。そうすると、そのときにこの合併特例債は国は何年間で、例えば10億円あったら10年で、10年間は交付税算入しますよと、そういう決まりはないんですか。何年間で国は交付税算入として見ると、そういう計算の基礎はないんですか。

○委員長（島田和雄） しばらく休憩します。自席でお待ちください。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時32分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、失礼いたしました。

まず、合併特例債ですが、10年で返すものと15年で返すもの2種類あるということですので、この返却の年数だけ見てくれるということです。

それから、臨時財政対策債については20年ということでもありますので、20年間面倒見てく

れるということです。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、12款公債費についての質疑を終わります。

続いて、13款諸支出金について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、13款諸支出金について補足説明申し上げます。

決算書の344ページお願いいたします。

下のほう13款諸支出金の支出済額は28億4,652万9,889円で、前年度比7億2,809万5,354円、34.4%の増となっております。

10ページをお願いいたします。

2項1目水道公営企業債、備考欄1水道事業会計繰出金107万2,000円は人件費に係る基準内の繰出金であります。備考欄の2水道事業会計出資金繰越明許2,047万9,000円は、平成25年6月議会において水道事業繰越事業として報告させていただいた干潟地区配水管布設替え工事へのものであります。

2目の病院事業公営企業費、備考欄1病院事業会計繰出金28億2,198万527円は、中央病院本体と附属施設を含めた繰出金で、病院事業分27億7,705万9,527円には市長部局等からの退職手当負担金相当額の6億8,135万3,527円が含まれております。

3項1目土地開発基金費、備考欄1の土地開発基金繰出金299万8,362円は貸付金利子の積み立て分として繰り出すものであります。

以上で諸支出金についての補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、13款諸支出金について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、13款諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、14款予備費について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、14款予備費について補足説明申し上げます。

決算書346ページお願いいたします。

14款予備費の充当状況についてご説明申し上げます。

346ページ、下のほう真ん中あたり、平成25年度の予備費の充当額は18件、1,425万6,000円となっております。内訳を申し上げますと、2款総務費の収税事務費や茅野市災害見舞金などへ5件で1,083万1,000円、3款民生費の社会福祉総務事務費などへ3件で116万5,000円、4款衛生費の環境衛生対策推進事業などへ2件で37万1,000円、8款土木費の土木総務事務費などへ2件で126万3,000円、10款教育費の小中学校児童生徒復興支援活動促進事業などへ5件で51万4,000円、13款諸支出金の水道事業会計繰出金へ1件で11万2,000円を充当いたしました。

以上で予備費についての説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

それでは、14款予備費について質疑に入ります。

質疑がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、14款予備費についての質疑を終わります。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案第1号の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計決算の認定について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

以上で議案第1号の審査は終了いたしました。

それでは、10款教育費から14款予備費までの担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時40分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田和雄） 続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、議案第2号につきまして補足説明を申し上げます。

なお、本会議では決算書を基にご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料で補足説明申し上げます。説明資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、1ページをご覧ください。

1の世帯数と被保険者数の推移ですが、一番右の25年度の欄をご覧いただきたいと思います。年間平均ですが、世帯数は1万3,171世帯で、前年度比1.1%の減であります。

次に、被保険者数の総数は2万7,176人で、前年度比2.6%の減となっております。

続いて、2の国保加入率の推移ですが、25年度末の欄をご覧ください。

世帯割合ですが、住民基本台帳における旭市の世帯数は2万4,179世帯で、そのうち国保世帯は1万2,993世帯となっておりまして、全体に占める割合は53.7%となっているものであります。人数で換算いたしますと旭市の住民基本台帳人口が6万8,241人、国保被保険者数が2万6,557人となっておりまして、その占める割合は38.9%となるものであります。

2ページをご覧ください。

3の保険給付の状況ですが、下の表の合計欄をご覧いただきたいと思います。

一番下になりますが、25年度における保険給付費の総額は53億7,452万6,000円となり、対前年度比3.7%の減となっております。1人当たりの給付額で申しますと19万7,767円となり、前年度比で1.1%の減となっております。

3ページをご覧ください。

ここでは右上の表の短期人間ドックの欄をご覧ください。

人間ドックの種類といたしましては、日帰りのコースと1泊2日のコースに分かれているわけですが、これらの実施件数の合計は697件となるものであります。70%の助成割合で4万円を上限としております。

4ページをご覧ください。

国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

①表の下段、25年度の現年度分ですが、収入済額をご覧ください。

22億3,371万8,000円を収納いたしまして、収納率は90.1%であります。

次に、右側の滞納繰越分をご覧くださいと思います。

収納済額が2億1,749万8,000円、不納欠損額が1億2,507万6,000円となりまして、収納率は17.9%であります。

5ページをご覧ください。

下段の表の6、後期高齢者支援金の状況についてご説明いたします。

これはゼロ歳から74歳までの国保被保険者が後期高齢者に係る医療費の一部を負担するためのものであり、当該年度の概算額Aから前々年度における精算額Bを差し引いて納付するものであります。25年度は14億2,859万9,000円の支出となりました。

6ページをご覧ください。

7、介護納付金の状況です。

平成25年度の納付金額は6億9,562万5,000円の支出となりました。これは25年度の概算納付額、イの欄ですけど、7億1,749万9,000円から前々年度精算額アの欄、2,187万4,000円を減額したものであります。

最後に、施設勘定の滝郷診療所についてご説明いたします。

8、滝郷診療所の状況の一番下、25年度の欄をご覧ください。

平成25年度は医師の採用が図れたため、診療日数は192日で前年度より66日増え、患者数は5,936人、前年度よりも18.9%の増であり、診療収入においても6,560万1,000円と対前年度比12.3%の増となっております。

以上をもちまして、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） すみません、遅くなりまして。

それでは、初日にお配りしました市税のときに補足説明ということで、市税、国民健康保

陰税の収納状況等につきまして、概要をご説明したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、平成25年度の国保税の収納状況につきまして概要をご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

初めに、国保税全体の収納状況でございますけれども、下の表をご覧くださいと思います。

Aの平成25年度の調定額につきましては36億8,993万8,314円で、前年度と比べ約7,000万円の減となりました。Bの収入済額につきましては24億5,121万5,841円で、前年度と比べ約6,400万円の増となりました。次に、Cの不納欠損額につきましては1億2,511万1,769円で、前年度と比べ約2,800万円の減となりました。

1つ飛ばしまして、収入未済額でございますが、これは国保税全体の平成25年度末の滞納額でございます。11億1,536万7,954円で、前年度と比べ約1億700万円の縮減となりました。

次に、その下の収納率につきましては平成25年度の現年度分が90.07%で、前年度と比べ1.16ポイントの増となり、滞納繰越分が17.94%で、同じく前年度と比べ3.73ポイントの増となり、現年・滞納繰越分の合計では前年度から2.98ポイントの増と、市税の約倍の伸びとなりました。

続いて、1 ページ飛ばしまして3 ページをお願いいたします。

この表につきましては国民健康保険税の調定額及び収入済額の前年度対比でございます。初めに、一般被保険者につきましては一番右側の収入済額増減になりますが、医療分、後期高齢分、介護分とも増となり、小計でございますが、前年度と比べ約6,600万円の増となりました。増の主な理由につきまして、収納率の増によるものでございます。

真ん中から下の退職被保険者につきましては医療分、後期高齢者分、介護分とも減となり、前年度と比べ約170万円の減となりました。減の主な理由につきましては退職被保険者の減によるものでございます。

以上、国保税の合計では前年と比べ約6,400万円の増となりました。

1つ飛ばしまして、5 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては市税のときにご説明いたしましたが、差し押さえ等の状況でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。

国保税の過去5年間の収納率の推移でございます。

下の表②国保税で現年度分につきましては平成21年度の87.22%と比べ平成25年度は90.07%と2.85ポイントの増となり、滞納繰越分につきましては平成21年度の14.17%と比べ平成25年度は17.94%と3.77ポイントの増となり、合計でも2.70ポイントの増となり、毎年少しずつ伸びてきております。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらにつきましては過去5年間の収入未済額、滞納額の推移でございます。

下の表②国保税では平成21年度の現年度分・滞納繰越分の合計は13億3,745万6,948円で、平成25年度の11億1,536万7,954円と比べ2億2,208万8,994円の滞納額を縮減できました。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明が終わりました。

議案第2号について質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 不納欠損がだいぶ減っているんですが、これは前年のような方法でやった結果でこういうことになったんですか、お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 不納欠損につきましては1年時効、3年時効、それから5年時効とありまして、こちらにつきましては累計といいますか、毎年状況が変わっております。トータル的に不納欠損額につきましては減ったということで、今回時効になる分が、対象が減ったというような状況でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 結局10円でも入れたら、時効中断になるわけですよ。そういう中で、今までと同じような方式でやって減ったのか、そういうことなんです。減ったであれば、それはやっぱり税務課の努力に対して感謝を申し上げる次第でございます。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 不納欠損額につきましては当然、法律的なもので処理しております。内入れ等、当然例えば税額がありまして、滞納額がありまして、今月は1,000円入れるとか、

そういう形では内入れになった場合には時効がさらに延びますので、それはそれできちっと処理した中での減となっております。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、議案第3号につきましてご説明いたします。

なお、こちらにつきましても決算に関する説明資料のほうで補足説明を申し上げます。説明資料をご覧いただきたいと思います。

説明資料は1ページのみとなります。ご説明いたします。

まず、1の表にあります被保険者数ですが、年間平均で9,077人となりまして、そのうち1万5,035人が社会保険における被扶養者であった方であります。

また、この表中65歳以上74歳以下の方については、一定の障害、身障手帳1級から3級でありますけれども、があることが該当条件となりますが、本人の申請により後期高齢者医療に加入された方であります。

続きまして、2の表の保険料の収納状況ですが、特別徴収分については収入済額Cの欄ですが、2億2,079万6,300円で収納率は年金天引きであることから100%となっております。普通徴収分については収入済額がCの欄ですけれども、1億163万8,000円で、収納率は98.6%であります。不納欠損額Dの欄ですけれども、10万8,300円で、ここには記載しておりませんが、件数は9件であります。収納未済額は現年度分と滞納繰越分を合わせて243万3,027円であります。保険料全体の収納率は99.4%となるものであります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一） それでは、平成25年度の介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算に関する説明資料に基づきましてご説明させていただきます。ご用意のほうよろしくお願ひいたします。

1 ページの 1、高齢者人口等につきましては本会議におきまして補足説明を申し上げたところでありますので、2 の要介護・要支援認定者数の状況についてご説明させていただきます。

要介護・要支援認定者数は26年3月末で申し上げますと、65歳以上の第1号被保険者では要支援1と2を合わせた認定者が303人、要介護1から5を合わせた認定者が2,255人、計2,558人であります。特定疾病を要件といたします40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、要支援認定者が5人、要介護者が96人、計101人、全体では要支援認定者が308人、要介護認定者が2,351人、合計2,659人という状況であります。

次に、2 ページをお願いいたします。

3 の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は負担能力に応じた所得段階別定額制になっております。所得段階は10段階で6段階が基準額でありまして、平成25年度は5万1,600円、月額4,300円であります。第1段階から第5段階は低所得者に配慮し、規準額の1.0から段階的に引き下げた率となります。第7段階から第10段階につきましては本人が住民税課税者で収入額に応じて加算された額となります。

次に、4 の所得段階別第1号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明しました所得段階別の被保険者数の状況と構成割合となっております。

次に、3 ページをお願いいたします。

5 の保険料納付状況ですが、年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は7億7,178万4,220円となり、還付未済額を差し引いた収納率は100%であります。

口座振替直接納付となります現年度分普通徴収の収入済額は8,083万2,324円となり、還付未済額を差し引いた収納率は83.0%であります。

特別徴収と普通徴収合わせた現年度分収入済額は8億5,261万6,544円となり、還付未済額を差し引いた収納率は98.1%であります。

次に、過年度分ですが、収入済額は532万6,554円となり、収納率は20.8%であります。不納欠損額は613万9,213円で、対象者は224人であります。現年・過年度分合わせた全体では、

収入済額は8億5,794万3,098円となり、収納率は96.0%であります。還付未済額66万470円を含んでおりますので、これを差し引くと収納率は95.9%となり、前年度と比較して0.1%の減となりました。

次に、6の介護給付費のサービス別支給支出状況ですが、居宅サービスの延べ利用人数、利用件数は3万6,566人で、保険給付費はA欄になりますが、18億2,240万2,793円、前年度と比較しますと8,208万6,204円、4.7%の増となりました。

居宅サービスで特に利用が多いのは①の訪問介護と⑥の通所介護サービスで、訪問介護サービスは延べ利用人数6,574人、保険給付費は2億7,374万7,918円で、1か月1人当たりの給付費は4万1,641円であります。

通所介護サービスは、延べ利用人数1万635人、保険給付費は6億7,295万8,984円で、1か月当たりの給付費は6万3,278円であります。

次に、地域密着型サービス、このサービスは原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当いたします。サービスの延べ利用人数でございますが、1,035人で保険給付費はB欄になりまして2億6,434万3,148円、前年度と比較しますと1,590万1,688円、5.7%の減となりました。1か月1人当たりの給付費は25万5,404円であります。

次に、施設サービスです。

延べ利用人数は7,347人で、月平均施設入所者数は612人です。内訳は老人福祉施設が419人、老人保健施設が190人、療養型医療施設が3人でございます。保険給付費はC欄になりまして18億1,300万6,155円で、前年度と比較しますと6,437万7,700円、3.7%の増となりました。1か月1人当たりの給付費は24万6,768円であります。

次に、特定入所者介護サービス費でございますが、これは市民税非課税世帯等の低所得者の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費、居住費について補足給付として支給したものでございます。

次に、高額介護サービス費は1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたときに所得区分に応じまして、超えた部分を払い戻したものでございます。

これらの付加給付を含めまして保険給付費の総額は41億6,415万9,903円となり、前年度より1億5,494万8,060円、3.9%の増となりました。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたら、お願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田和雄) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

それでは、議案第2号から議案第4号までの担当課の方は退席をしてください。ちょっと言い忘れました。申し訳ありません。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 1時 6分

○委員長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長(石毛 隆) それでは、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。決算書では503ページになります。

下水道建設事業で事業費は1億2,203万4,000円、財源の内訳は国庫支出金4,026万円、地方債6,440万円、その他、これは受益者負担金で1,673万3,000円、一般財源64万1,000円でございます。

事業の内容といたしましては面整備工事はニの袋地区、国道126号線、マツモトキヨシから西側300メートル、小僧寿し付近までの周辺4ヘクタールの管渠工事、舗装復旧工事は平成24年度に面整備を実施した口の新田地区の舗装普及工事などを実施いたしました。

それでは、2ページをお願いいたします。

公共下水道事業状況一覧でございます。

1、普及状況ですが、平成25年度末の処理区域面積191.8ヘクタール、普及率9.5%、水洗化率57.7%となっております。

次に、2の受益者負担金です。平成25年度の収入済額は3,891万4,800円で、前年度比1,151万1,600円、42%増となっております。増となった理由といたしましては、平成25年度新たに賦課した地域で一括納付した方が多かったことが主なものでございます。収納率は67.2%で、前年度比14.9ポイント増となっております。なお、調定額などの現年度分及び過年度分の内訳につきましては表の下の米印に記載しております。

不納欠損であります、対象は5件で6万5,300円となっております。理由としては時効によるものです。

次に、3の使用料です。収入済額は9,826万9,929円で、前年度比2,667万464円、37.2%増となっております。これは旭中央病院が接続し使用を開始したことが主なものであります。収納率は98.4%で、前年度比2.5ポイント増となっております。

不納欠損ですが、4件で16万2,676円となっております。理由といたしましては所在不明2人、破産によるもの1人、生活困窮1人となっております。

次に、4、補助金です。水洗便所他改造資金補助金に6件、23万円を交付しております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたら、お願いいたします。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） では、何点か分けてご質問します。

まずね、この受益者負担で不納欠損が6万5,300円出ていますが、これあれなんですか、下水道については土地についてかかるんじゃないんですか。それとも基礎に対してこれは受益者負担はかかるのか。それで土地に対してかかるのであれば、これは土地の所有権関係なくなる中では、通常であれば、不納欠損は出ないと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 受益者負担金につきましてはその土地に賦課されます。土地にです。それで、不納欠損ということですが、強制徴収ということで、税と同じ賦課徴収体系になっておりますので、5年で時効ということとなっております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 5年で時効というのは分かりますけどね、結局土地に対してでしょう。

ですから、その土地が誰かに売買しても、その土地について回るわけでしょう。それでなぜ時効が発生するのか。時効という不納欠損になるのか。

これは人であれば、その人がいなくなっちゃったら別ですが、その土地がある中で、所有権関係なくその土地について、この税が課税される中で、なぜ不納欠損が生じるのか。具体的に説明願います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 具体的にといいますか、基本的に受益者負担金の賦課につきましては、その賦課した時点の土地の所有者になります。ですので、例えば別の方に所有権移転するということになりますと、そういう債務の契約がない限り、次の方という賦課の仕方はしていないという状況です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） では、そういうことはこの際の条例とか規則にちゃんとそれは載っているんですか、そういうことが。所有権移転した場合は、次の人にはかからないと。何が明文化したものがあるんですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 条例等には記載してございません。これにつきましては国のほうといいますか、そういう行政実例的なもので示されておりまして、今はちょっと手持ちございませんけれども、そのような形で示されておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、国のそういう一つの規則、そういうものがあれば、後ほど書類いただきたいと思います。

続いて、接続率がかなり悪いわけですね。それで、ほかの行政がやっている事業というのは、大体独占企業なわけな中で、下水道だけは選択肢があるわけですよ。この地域の中にやっぱりかなり合併浄化槽等持っている方がいる中で、強制的に入らなくちゃしょうがないから、加入金は取られた。しかし、今度は使っていく中で、どっちが高いか安い、選択できるわけですね。

例えば水道なんかであれば、ほとんど独占企業的なものですから、これは選択肢はない。下水道は下水道につないだほうが安い、それから合併浄化槽でそのまま利用したほうが安

いか高いか、当然それは選択肢がある中で、下水道につなぐほうが高いからつながないと思うわけなんですけど、そういう中で、このままいったらせつかく加入金を払っても、全く無駄金に、この半分の人は無駄金になっちゃうと思うんですよ。

そういう中で、この料金体系を今後どういうふうを考えるのか。また、近隣の市町村、この辺では銚子市ですか、やっていますけど、例えば銚子市と同じ量であったらどういうふうに違うのか、その数字分かればお示しいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 合併処理浄化槽と下水道の選択ということでございますけれども、現在加入促進しているところでありますけれども、既に合併処理浄化槽なり単独も現在使われているわけですね、現実問題として。そういった中で、それから下水道に切り替えていただくということで推進しているところでございます。

下水道の区域内におきましては、新たに新築される場合は下水道への接続が義務付けになりますので、ですので、ちょっと数字が上がらないというのは、既に水洗便所で浄化槽等で水洗便所になっちゃっているということで、やはりこの切り替えの経費がかかるという、そういうことが考えられるかなと思います。

それと銚子市の普及率とか、そういった数字でよろしいんですか。

（発言する人あり）

○下水道課長（石毛 隆） ちょっと消費税前の数字で申し訳ございません。旭市ですと2,625円、20立方当たり。20立方当たり月使用料ですね。銚子市ですと2,415円、消費税改正前で月に換算しておりますので、旭市の場合ですと2か月で1回の使用料になりますけれども、そのような数字になっております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 銚子市と比較しても200円ばかり高いわけなんですけど、それより何よりね、旭市のこの下水道の普及率、数年前と比較してもほとんど上がってないんですよ。上がってないというのは、やはりその地域に合併浄化槽なんか持っている人がいるから、あえて使わないと思うんですよ。私も昔ある不動産屋に言われました。下水道つないだらかなり負担が大きくなるから、それあそこに入っている入居者から取れないから、もらえないから、そのまま合併浄化槽使っていたほうがいいと言われましたよ。

そういう中で、この地域の人で合併浄化槽使っている人はね、結局全然普及率が進まない

というのは、やっぱり価格の問題もあると思うんですよ。ですから、その辺は十分考慮した中で、そしてまた、この方々から加入料取っているわけですから、この方々のこの加入料、無駄にしないようにどういうふうに考えているのか。100%接続できる仕組みづくりですか、どのように考えているのかお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） いずれにしましても、現在の普及率、水洗化率が非常に低いというところは事実でございます。それで、ちなみにこの8月末の水洗化率につきましては、59.1%となっております。

あと、私ども水洗化率、接続率の向上対策といたしましては個別訪問して丁寧をお願いしていく。また助成制度はあるんですけども、そちらもあまり利用が少ないものですから、そちらの啓発もしていきたい。あと、接続工事するには指定工事店しか工事ができないということで、指定工事店にも接続に当たっての協力依頼をしてございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） いずれにしましても、加入者が無駄金とならないような対策を講じていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について補足説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より旭市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について補足説明させていただきます。

説明資料をお開きいただきたいと思います。

説明資料1枚めくっていただきますと、排水施設維持管理費関係になります。決算書につきましては521ページから523ページとなります。

決算額3,091万9,000円につきましては、説明資料上段にあります江ヶ崎地区と琴田地区の排水施設維持管理費と、下段にあります江ヶ崎地区排水維持管理費の繰越明許分として管路

改修実施設計委託料を支出したものでございます。

財源内訳といたしましては、その他として施設使用料1,568万9,000円と一般財源1,523万円でございます。また、繰越明許934万円についてですけれども、決算書523ページ、備考欄2、江ヶ崎地区排水維持管理費、13節委託料に記載されております。内容につきましては、県道旭笹川線に埋設されております排水管路、延長800メートルについての管路施設改修を行うもので、平成24年度に管路網図まで作成いたしました。実施設計の委託部分を平成25年度に繰り越したものでございます。

このほかの内容につきましては、本議会で補足説明いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で農水産課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について質疑がありましたら、お願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

それでは、議案第5号と議案第6号の担当課は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道課長（鈴木邦博） 議案第7号の決算書13ページについて補足して説明をさせていただきます。

決算書の13ページをお願いいたします。

2番工事ですけれども、（1）番建設工事の概況でございます。上から3つほど説明をさせていただきます。

まず、1行目ですけれども、1行目につきましては、さくら台地区配水管布設替工事です。

これは干潟地区のさくら台にある配水池から県道多古笹本線までの区間を既設の管を布設替え、耐震管に布設替えしたものでございます。工事内容は口径300ミリ、耐震管鋳鉄管を195.7メートル、それから300ミリの耐震型のステンレス鋼管、これは水路の上越し部分ですけども、13.6メートルほど、合わせますと209.3メートルを布設いたしました。

次、2行目ですけども、横根地区配水管布設工事です。こちらは飯岡中学校の新設に伴う配水管布設工事でございます。国道126の飯岡バイパス、ちばみどりがあるところからバイパスに沿って歩道部分に配水管を埋設いたしました。口径150ミリ耐震型の鋳鉄管を377.8メートル、75ミリの耐震型の鋳鉄管を7.8メートル、50ミリの耐震型のポリエチレン管を117.8メートル、それに消火栓を3基ほど設置いたしました。なお、この工事費につきましては全額一般会計の負担で行ったものでございます。

次に3行目ですが、干潟配水場高区圧力タンクの更新工事でございます。こちらは老朽化に伴い更新したものでございます。容量は5立方メートルを1個ということでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について質疑がありましたら、お願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 今の飯岡中学校にということですが、飯岡のバイパスの銚子市に向かって左側ですか、あの歩道部分というのは、右側ですか。それでね、そうすると、飯岡バイパスはあの辺の中学校以外にも水道の要望あるんですが、そちらはどうなんですか。

○委員長（島田和雄） 木内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今現在、水道管、例えば新たに申し込みをされる場合に、一応個人負担というのが原則になっておりまして、それで負担が大きいということで今補助金の要綱というのがありまして、それで10メートルまでについては個人負担で、10メートルを超える区間につきましては、市と個人と2分の1ずつの折半というような形になっているんですけども、こちらの中学校につきましては、全額、先ほど説明しましたように一般会計で全部行ってもらっているというような扱いになっております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうじゃなくて、あのバイパスの両脇、水道行っていないでしょう。そう

いう人たちも今度水道が引けるのかな。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） その区間については引き込みできます。

○委員長（島田和雄） ほかにありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 江ヶ崎地区なんですけどね、江ヶ崎の東側のほうでキンセキ社の前の惣堀線ですか、惣堀線と江ヶ崎の中道ですか、あの途中に入っている水道本管というのが、細くてもう古くなってて、あの辺で入りたい人があっても、現実には配管が本管が小さいからできないというようなことをだいぶ前から言われてるんですけど、あの本管を改めてもうちょっと口径の大きいのにするとかっていう計画はございますか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほど申し上げたんですけれども、一応今入っているところについて、例えば口径が大きくするとか、そういった場合も含めまして、個人負担ということになっておりますので、先ほど言いました要綱のほうで対応するような形になっておりますので、そちらでお客様と対応していきたいと思っております。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 江ヶ崎地区はもともと水質がよくて水道が入ってても使う人がなくて、だんだん増えてきていると思うんですけれどもね。前々からそういうような話は聞いていて、実際に申し込んでも、じゃ本管が古くなって、なおかつ口径が小さくて水圧が出ないから断られているというようなのは何件も聞いているんですけれどもね。

それに対して全部負担ですよっていうような話だったら、もう何百万円もかかっちゃうから水道水を使いたくても使えないっていう市民が何軒もあると思うんでね。それを全てじゃ引くほうの負担というのはどうかなと思ひましてね。もうだいぶ前の話からそういうことになっているんで、今に始まったことじゃないんで。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほども申し上げたんですけれども、一時期全額個人負担というような扱いになっていたんですけれども、それでは負担が大き過ぎるということで、先ほど言

いました負担要綱というのができまして、それで10メートルまでについては、例えば10メートル以外だったら個人負担で、それ以上の場合ですと、その10メートルまでの個人負担にプラス、あとそれより延長された部分については2分の1市のほうで負担するというような要綱がありますので、そちらで対応していただくということになります。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 水道事業の中で、原水を買うという契約がありますね。その契約水量に対して今どのぐらい受益者に供給されているのか、その比率についてまずお尋ねします。原水を買う契約量と供給量ですね。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 現在、企業団に対しまして受水の契約水量というのが3万1,278立方になっているんですけれども、これに対しまして夏場の一番使う時期で、今まで過去一番使ったのが1万9,000トン余りなんですけれども、それを割り返しますと大体いっても6割5分まではいかないというような状況だと思います。65%ぐらいっていうふうな値です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） じゃ、当初の契約から見ますと、かなりここは低いということですね。そういう中でもう1点、いいですよ、低いのが分かれば。

そういう中で、旭市の水道料というのは県下一高いわけなんです。というのも数年前に水道管がだいぶ老朽化しているからと、そういう中で水道料上げたわけなんです。その時点と比較して今そのための積立金はどのぐらいあるんですかね、お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 平成19年に料金改定させていただいて、それで今現在はここ何年かは純利益が出ております。それで、今、議長おっしゃられた積立金というか、そういう現金として9億円余りぐらい今あります。それは今、議長からもありましたように、将来的には老朽化した水道管だとか、そういった施設整備に充てていくような形になりますので、そのための準備のお金というふうに考えております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 今それが9億円しかないということは、最初の目論見とはだいぶ違うって
いるということですね。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 19年に料金を上げさせていただいたわけですがけれども、その効果と
いうのは、少なくともここ3年ぐらいいは出ております。それによって利益が出てますので、
その利益が先ほど言いましたようにお金としてありますので、それを今後老朽化した施設だ
とか、そういった施設整備に充てていくということになりますので、それは19年に想定した
ような利益が上がっているというふうに解釈しております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） あのね、19年もっと違う数字であったんですよ。ですから、そのときの
多分シミュレーション、これは水道課にあると思うんですよ。そのまま積み立てていけば、
老朽化した部分の補修ですか、それがかなりできるような数字があったんですけどもね。
ですから、そうなりますと、当然、何ていいますか、だいぶよそへ、よそへって、何か事情
があって使っちゃったと思うんですけどね。いずれにしてもその問題はともかくあれですね、
今後、この水道管の老朽化に対する対応ですか、これは十分やっていただきたいと思います。
以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。
水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今老朽化対策っていうことだと思いますけれども、旭市の水道も一
番古い管で35年たちました。一般的に水道管の耐用年数は40年というふうに言われているん
ですけれども、歴史のある水道事業体等を見ますと、大体50年、60年ぐらいい使っているよう
な状況がありますので、まずそういう意味ではまだ安心なのかなと思っておりますけども、
ただそうはいっても少しずつ、老朽化したところ、結構延長距離ありますので、少しずつ老
朽化対策っていうのも、これから少しずつやっていくっていうふうに考えております。

水道管、最近随分破裂して断水等の事故があったり、あるいは道路の陥没等がありますの
で、そういったことがないように老朽化対策には十分対応していきたいと思っております。
以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。
景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今関連したような質問なんですけれども、最初は老朽化したから水道料金を見直して、そしてだいたい本管も古くなってきている。もう35年ですから、今言いましたけど。市内全体にこれから工事やっていくわけですよね。その計画と見込みのほう、すみませんけど、計画あるわけでしょう、その見込みのほうもし分かれば。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今水道管の耐用年数が40年というふうな中で、うちのほうの管、今一番古いのが35年たっているということで、全部が全部35年たっているわけじゃなくて、一番古いのが35年ということで、あと随時まだ、一番古いのが35年ということなんですけれども。

それで計画ってということなんですけれども、当然今まだ計画っていうか、内部での話の中なんですけれども、これから当然まだ余裕ありますけれども、そんな中でも条件が悪いところから少しずつやっていくということで考えておりますので。

以上です。

○委員長（島田和雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） じゃ、課長、35年でもう5年ありますけれども、とっさの事故があってパンクしないように、市民に迷惑かからないようにお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 同じような質問で、管が老朽化ということで、先日何か日経か何かに出てましたね、どこでも水道管が老朽化、耐用年数来ているということで、これから工事費が大変だろうと出ておりました。旭市でもそういうことになろうかと思いますが、あれはどうなんですかね、例えばよそと、銚子市とか東庄町と広域でやるような計画予定っていうようなのはないんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 今、県のほうで県内水道の統合だとか広域化というのは、今もう何年か前から議論進めているんですけれども、それは県内の水道料金が格差があるということからそういった話になっているんですけれども、ただ、そういった協議に入っているんですけれども、なかなか料金の高いところは低くなるからいいんですけれども、低いところは逆に高くなったりするんで、なかなかやっぱり話し合いが進まないというのが実際に、最近で

すね、九十九里地域の水道企業団と南房総広域水道企業団が、これ千葉県の水道局が音頭をとって、リーディングケースということで、先行して何か進めるってということで、今具体的に協議に入っているようです。それがだから徐々にうまくいけば、だんだん県内を浸透させ全体的にやっていくってということみたいなんですけれども、ただ先ほど言いましたように、なかなか合意が得られないってことがありますので、なかなか厳しい面もあるのかなというふうに考えております。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） そういうのができれば、例えば旧海上地区の要望も出てますでしょうけど、なかなか厳しいということで、そうすれば銚子市あたりとこうなっちゃうんですね。水道ってあれでしょう、そこで海上は、旭は旭でそこでとまっちゃうわけでしょう、水道。だから末端の水は還流か何か捨てるところはそうじゃなくて、還流が何かしてるんですかね。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それは合併する前も同じでした。例えば旧海上にしても、例えば旭の網戸の部分で円が切れちゃってますんで、ただ、緊急用としてつないでありますけれども、ふだん閉めてありますんで、例えばそれは旧旭と干潟も同じですし、旧旭と飯岡も同じような状態になってますんで、ただ、そういうところは排泥と言って、水が常にきれいな水になるように、それは対応を考えて措置しておりますので、水質的には問題ないというふうに理解しております。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 最後に、県のほうでもそういうあれがあるということで、またね、旭市のほうが音頭をとってもらって、全部一緒に広域で匝瑳市のほうやってますよね。そうすると、水道課もいなくなるわけですよね。匝瑳市とか水道課ってないんでしょう。水道ないんだから。人件費も節約、皆さんがいらないというわけじゃないんですが、そうやっているところもあるので、またそういう機会があったら提案をしていただければなと、今水道管の埋設の話が出ましたんで、決算とは関係ないかもしれませんが、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 分かりました。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について補足説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

まず、決算書の9ページをお開きください。

剰余金の処分について申し上げます。当年度未処分利益剰余金13億2,907万368円のうち6億8,135万3,527円を退職給付積立金とするものであります。

次に、24ページをお開きください。

前年度との比較でご説明申し上げます。

ページ上段の病院事業収益は、前年度比104.3%、14億9,300万円の増加となりました。主な内訳といたしましては入院収益は前年度比103.1%、5億600万円の増加です。要因としましては前年度に比べ患者数は減少しましたが、心臓外科、循環器内科による高額手術件数の増加により入院単価は6万2,511円で前年度比3,021円増加したことによるものです。

次に、外来収益は前年度比102.0%、2億7,400万円の増加です。要因としましては診療所などとの地域連携により、紹介・逆紹介を推進したことで、外来患者数は減少いたしましたが、外来単価は1万9,079円で前年度より771円増加しました。また、患者様1人当たりの診療収入は入院で5.1%増、外来で4.2%増となり、より高度かつ専門的な診療が行われています。

次に、ページ中央の補助金は運営費に対する国・県からの補助金で、前年度比112.6%、3,500万円の増加となりました。主な内訳としましては、香取海浜地域自治体病院支援事業補助金4,200万円の増額によるものです。負担金交付金は不採算部門などに対する国からの交付金で、前年度比101.7%、3,300万円の増加となりました。主な内訳としましては普通交付税の企業債の元利償還分で2,000万円、病床割の単価増により600万円増加したものです。

ページ下段の特別利益は、主に千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の市の減免分の戻し入れです。

続いて、25ページをご覧ください。

ページ上段の病院事業費用は前年度比102.3%、7億7,800万円の増加となりました。主な

内訳といたしましては、給与費が若年層の給与改定や医師に対する手当の見直しなどもありましたが、千葉県市町村総合事務組合退職手当負担金の減免などにより、前年度比97.4%、3億7,800万円の減少となりました。

その下の材料費は前年度比105.2%、5億3,100万円の増加となりました。主な内訳としましては薬品費は化学療法における患者数の増加により、また、診療材料費は高額手術件数が増えたことにより増額となりました。

経費は前年度比102.9%、1億700万円の増加となりました。主な内訳としましては委託費は8月からサテライト読影が本格稼働となったことや、新規に機器の保守料が発生したことなどにより9,200万円の増加となり、また、光熱水費は東京電力の値上げ等により8,100万円増加となりました。

ページ下段の特別損失は4・5・6号館解体工事費1億2,800万円、解体による帳簿の価格分が3億5,800万円で、4億8,600万円となりました。

以上により平成25年度病院事業会計は8億5,300万円の当期純利益を計上することができました。

次に、事前にご質問いただいていた事項が幾つかございますので、ご回答いたします。

まず、医師のモデル賃金に対するご質問でございますが、40歳の医師は平成10年卒、本年度17年目で年収は1,500万円、50歳の医師は昭和63年卒、本年度27年目で年収が1,670万円でございます。

次に、経費に含まれる医師確保対策費とは、とのご質問でございますが、34ページをご覧ください。

19節医師確保対策費ですが、この中には大学医局などとの関係強化に関する費用、医学生・研修医の勉強会費用、当院内の医局会費用等で2,031万円でございます。

次に、繰延勘定償却についてのご質問がございましたが、35ページの下段をご覧ください。

繰延勘定償却のうち開発費償却は電子カルテシステムなどの診療情報関連のシステム開発に関する経費を翌期から5年にわたって償却するものでございます。

また、控除対象外消費税額償却は納税計算上、非課税売上げに対応し、控除対象とならない仮払い消費税のうち資本的支出に係る部分を翌年度以降、建物は20年、付属設備、構築物は15年、車両運搬具・器具備品及び開発費は5年で毎年度均等に行っている償却でございます。

続いて、補足資料のご説明をいたします。

まず、資料1でございます。お手元の資料をご覧ください。

資料1は31ページ、5目2節その他医業外収益の内訳を記載したものでございます。

資料2でございますが、33ページ、2目1節薬品費のうち外来の投薬、注射の月別の請求額を記載したものでございます。

資料3は33ページ、2目2節診療材料費の購入額の多い10品目を記載いたしました。

資料4は34ページの13節広告料の内訳表で、主に研修医・看護師募集に係るものでございます。

資料5は15節委託費の内訳を記載してございます。医師紹介に関するコンサルティング料は、この委託費に計上してございます。

以上で議案8号、病院事業所管の補足説明を終わります。ご審査よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について質疑がありましたら、お願いいたします。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 事業報告書の中の14ページの事業報告書なんですけど、この中でダ・ヴィンチとか、IMRTとございますけど、これ前立腺がんなんかによく使われている器具だと思うんですよ。この貢献度、ないしはここにかかわっているっていうのはどのくらいのものなんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） すみません、ちょっと質問の内容あれですが、IMRTの幾らだったかという費用額でございませうか。IMRTでございますが、決算書のほうの26ページをご覧ください。この医療機械等購入契約額の一番上にございますイメージガイド放射線治療装置、こちらがIMRTの購入金額でございます。

また、先ほどご質問ありましたダ・ヴィンチにつきましては、今のところリース契約で行っております。買い取りではございませんので、こちらのほうに計上のほうはしてございません。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 金額じゃなくてね、医療にどのくらい貢献、最先端の器具なもので、中

中央病院のそういうような例えば前立腺がんなんか、これよく使うわけでしょうよ。それについてどのくらい貢献していますかということなんです。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、ダ・ヴィンチとIMRTの貢献度といいますか、診療にどれくらい貢献しているかということでございますが、ダ・ヴィンチに関しましては、前立腺の手術で前年度で約30件ほどやっております。今年度に入りまして半年で20件を前立腺のほうで実施しておりまして、それ以外に胃がんの手術ですね、そちらのほうとしても実績としては5件ほどこなしているという状況です。

続いて、IMRTなんですけど、IMRTに関しましては、これが保険請求するに当たって施設基準の申請というのが必要になります。その上限となります5件の実績に関して、今その5件を治療を行っているところでございますので、保険請求は11月くらいになる見込みになります。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 中央病院はこれから大体年28億円くらいの減価償却は10年くらいは続けていくと思うんですよ。そうなってきたら、もうほとんどがそれがキャッシュフローとして残っていくわけなんですよね。そのキャッシュフローをこれからどのように使っていく気ですか、方針としては。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 委員のおっしゃるとおり、減価償却費は収益的にはマイナス要因でございますが、手元にはキャッシュとして残るという形になってまいります。ただ、当然そちらのほうからまず返済元金という形に資本的支出のほうにまず回る部分がございますので、そんなに手元的に大きく残るということではございません。ですので、その辺は適宜その余剰資金が出てきた場合には適宜必要なものに対応していくという形で考えてございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 病院債にも多分キャッシュフローの中から回っていくと思うんですけど、全体の試算額というのは750億円くらいあるわけでしょうよ。その中でちゃんと確実に出て

いくものですからね。それは自由に使えるものなんですけど、その辺はもうちょっと見通しよくやっていっていったら、例えば去年の医師マンションみたいに、去年の9月になってぼんと出るようなことになってはおかしいんで、その辺はもう前から、これから簡単に言えば独法化していくか、その辺分かりませんが、もっと皆さんに我々にも市民にも分かるように、前々からアナウンスは必要ではないかなと思うんですよね。

ただお金があるから、今回だって結構積み立てもしてますし、そのほかに未処分利益がありますよね。ですから、そういうことでもうちょっと計画性をこれから持っていったほうが、やはり職員に対しても、市民に対しても分かりやすいんじゃないかと思うんでね、質問してるんですけど。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 委員おっしゃるとおり、特に設備ですとか、建物等の計画につきましてはなるべく早い団体で分かり次第という形でご報告できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、キャッシュフロー自体は確かに今後、特に元金部分、新本館部分が今年度から元金返済という形で入ってまいりますので、本年度は前年度ほどキャッシュフローが潤沢になるというイメージではないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 議案の審査の途中でありますが、ここで2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時20分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 決算書の35ページ、1款2項の3節のところの雑損失370万円ばかりあるんですが、取り立ての欠損金、これどういうものなのか、もうちょっと詳しく教えてい

ただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） この中身につきましてでございます。それとも欠損不納金に
.....

（発言する人あり）

○病院経理課長（土師 学） 取り立て欠損不納金の中身ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○病院経理課長（土師 学） その辺につきましては、それでしたら、じゃ相談室長のほうからご回答させていただきます。

○委員長（島田和雄） じゃ、病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） すみません、取り立て不納欠損ですけれども、こちらのもう行方が分からなくなったり、海外の方で、もう海外に帰ってしまったという形で、もう全く連絡がとれなくなってしまった方々のところを、もうこちらのほうでもう取れないというところで、一応今回、取り立て不納欠損金という形で処理をさせていただきました。

まだ連絡がとれる方につきましては請求をかけたりしておりまして、こちらにつきましてはまだ請求のほうかけると。あるいは分割で返済いただくとか、相談室のほうをうちのほうも設けまして、お客様の事情を勘案しながら分割弁済等々の手続をとっているところでございます。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、そういう取り立て不能になった方の中に海外の方とかというような方もいらっしゃるということなんですが、今までの経過を踏まえた中で、何か事によったらというような部分、予知できる部分はあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総合患者相談室長。

○病院総合患者相談室長（須川敏行） 今回の所在不明の方で一番大きい案件なんです、アメリカ人留学生で保険未加入、入院時の保証人なしで、帰国して所在不明となっているものが197万3,000円と、一番大きい金額でございます。この方の場合、事故か何かで急に来たんですが、そのまま帰国となって所在不明になってしまいました。保証人等もなかった関係で、それ以上追うことができませんでした。

以上です。

○委員長（島田和雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 救急患者で運ばれてきた患者を捨て置くわけにもいかないというような事情もあろうかと思います。ただ、こういう事例を踏まえて、何か予防策みたいなのが講じられればいいかなというようなふうに感じましたので、何か予防できる範囲で構いませんので、今後何かそういう予防策が講じられるものは講じていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総合患者相談室長。

○病院総合患者相談室長（須川敏行） 承知しました。ありがとうございます。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今のことに関連してなんですけど、我々もそういう話は随分聞いているんですけど、旭市には不法滞在者もいっぱいいますよね、海外でパスポートがないのも。でも、ほとんどの方々が雇用を受けているわけですよね。雇用主がいるわけですからね、その辺例えば日本人が中央病院に行った場合には、手術するには十何回もサインするわけでしょうよ、本人でなくても。そういうのを全然やらないで、じゃそうですかって。それで後でどろんされちゃったら、こういうような数字の中の半分くらいはこれじゃないかと思うんですよ。

もうちょっとやはり外人に全部プレゼントするんじゃなくて、雇用主に対してちゃんと責任とってもらうような方策を中央病院としては考えるべきじゃないでしょうか。これは今に始まったことじゃないんですけどね。特に不法就労している外人も旭市には相当多いように聞いておりますんですね。不法就労でない方々だと、ちゃんと研修生制度で来ている方々については、そんなにないと思うんでね。あっても途中でどろんする人もあるんですけどね。その辺の対策はやるべきだと思うんですよ。はい、じゃなくて、早急にやるかやらないか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 滑川委員の今の件でございますが、入院した時点でそういう外国人とかが入院してきた時点で、できるだけ早くそういう身元の引受人といいますか、保証人に関しましては、こちらから連絡するなりっていうことを始めております。

事業主の方で保証人になっていただければ、そちらのほうに請求を出したりはしてるんで

すけど、それでもなおかつ事業主の方が払えないっていう状況だったりとか、あとはそういう方が一切いなかったりとかっていうケースが、このような形で取れないような形になってくるっていうふうになっておりますので、できるだけほかに方法はないかとかっていうのを考えていきたいとは思っておりますが、現状でもそういうことはやっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 今に始まったことではないんですよね、これね。もう研修制度の始まる前からこういうようなことがあって、いろいろ聞いていたんですけどね、これだけの大きい金額が毎年どろんされちゃうようじゃ、どう考えたって市立病院ですからおかしいと思うんですよ。その辺はぜひ対策をしていただきたいと思います。お願いいたします。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今の未収金の関係ですけれども、未収金というのはどこの病院、大きな病院は特にみんな同じような問題を抱えておりまして、実際そういった外国の方の未収になってしまうものというのも、非常に国際交流が進んでグローバル化している中で多くなっているのは確かでございます。

ただ、病院としては、やはり例えば夜運ばれてきた方を、お金があるなしで診ないとか、そういったことができませんので、結局入ってきた後、入院された後、じゃどうするかってことになってしまいますんで、その前にお金があるかないかっていうのは、やはりもう担ぎ込まれたときにお金ありますかって、さすがに聞けないというのがやはり現状で、それでこの病院も同じような形で非常に困っております。

ただ、外国に行かれてしまった方については、できるだけ行かないように引きとめるというようなことも頑張ってるということなんですけれども、実際はもう振り切るような形で帰国されてしまっているという場合もありますし、それから先ほどのダ・ヴィンチじゃございませんけど、大きな手術を1回やると数百万円というお金が一度に生じますので、それですから、それを払わないまま国外へ出てしまわれれば、もう取れないというようなこともあります。そして、その辺できるだけ取るように頑張りますけれども、やはりある面では各病院の必要経費みたいなイメージもありまして、非常に苦労しているところでございますので、その辺どうかご理解と、それから逆にそれをやることによって、お金がない人はもう診ないというようなことが結局起こりかねませんので、それをやりますと。

ですから、そういうことは市民病院、それから国保病院としてはできないということで、その辺については誠に申し訳ございませんけども、ちょっと寛容なお気持ちをいただければと。病院としては決してそれを見捨てるような形でやっているわけではございませんので、ご理解していただければと思っております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） しつこいようですけどね、不法就労でも日雇いでやっているところはほとんどないですよ。雇用主は、例えば1週間とか1か月とかで払っているわけですからね。その辺のことをちゃんと押さえていただければ、もうちょっと少なくなる可能性があるんで、それで提案しているんですよ。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほど光熱水費が電気料の値上げで500万円ぐらいって言いましたっけ、ちょっと忘れちゃました、上がりまして言いましたが、その前のずっと前の例えば私は皆さんもクールビズやってますが、その分かんないかな、例えばそのやる前とやってからでは相当減ったと思うんですよ。直近のことじゃないんですよ。クールビズになってから省エネ対策をやって幾らぐらい減ったのかなっていうの、ちょっと分かりますか、大ざっぱで結構です。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 答弁にならないと思うんですけども、ちょっと内訳が実際のところクールビズによって幾らっていうのは、ちょっと正直なところ金額的に幾らというのは明確な資料を持ち合わせてございません。ただ、今もそうですけれども、ネクタイとかそういういったものをしなくなって、当然設定温度は以前よりも若干高くなってございますので、その辺は少なくとも電気料に対しての効果は間違いなくあるんだろうなというふうに考えております。

ただ、それを上回って、ここ二、三年ほど電気料金、毎年上がっておりますので、ちょっと実際のところ、その辺が効果幾らかというのは申し訳ございませんが、資料として持ち合わせてございません。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） また調べておいてください。調べれば分かるはずですから。

結局何でこんなことかというと、例えば私のところ自分のうちで電気消したって幾らにもならないですよ、節約には。ただ、このぐらいの規模、360億円ぐらいになると経費を1割削減したら30億円になっちゃうわけですからね。ですから、そういうことを言いたいわけです。コピーだって1日10枚しか使わないところをけちって裏表やったら幾らも変わらない。こういうところであれば、例えば修繕費だって20億円もかかるわけですから、光熱水費も5億円かかるわけですね。1割削減もしもできれば5,000万円でしょう。

当然やっているとは思いますが、そういったことでこれから病院の経営はどんどん8億円幾らかの剰余金が出ていますが、これは前にも言いましたが、退職手当負担金が18億円返ってきての18億円ですからね。実質には相当厳しくなっていると思うんです。4月以降、きょうは決算ですから、そういうことは聞きませんが、恐らく相当皆さん苦勞なさっていると思うんですね。ですから、そういう意味での質問でございますので、後で調べれば相当電気料も安くなっていると思うんですよ、一時から思ったら。ここへ来て上がるのは仕方ないんですが、そういった面でまたよろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） 当然のことながら、使用料のほうに関してはちょっと私も今手元に持っておりませんが、減っております。というのは、例えば夏場、今現在も例えばウォシュレットの電源を切ったりですね。暑いですから別にどこか温水も、トイレのウォシュレットの水を冷たいってことでやっております。ちょっと手元は持っておりませんが、ただ、先ほど経理課長もおっしゃったように、単価的に上がっております。ですから、そちらは上がっていると思いますが、いま一度調べて十分今後対応していくようにしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 恐らく、何千万単位で節減している時期があったと思いますのでね。そちらのほうも報告をお願いします。努力してるのは分かってますんで、数字で私どもに教えてください。病院はこれだけ節減してるんだと言えますんで、よろしくお願いします。答弁結構です。もらえれば。

○委員長（島田和雄） それでは、木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） それでは、早速帰りまして、数字等をまとめてみます。
よろしくをお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。
飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） この補足説明の中の資料の医業外収入、この中にこの間もちょっとお聞きしたんですが、テレビと冷蔵庫のプリペイドカード、多分これも億単位の売上げがあると思うんですが、これに対しての使用料というのがないのはなぜだか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） プリペイドカードといいますのは、病室にテレビ、冷蔵庫、それと電話機、あと洗濯室のほうに洗濯機、それから乾燥機を患者さんが使用できるようにプリペイドカード1枚1,000円のカードで使用するものになっております。これは各病院と業者さんとの契約の中で、例えば今先生おっしゃったように、病院に対して売上げの何%というディベートをいただくこともできます。ただ、この今現在病院は、少しでも患者さんのほうに長い時間テレビを見ていただくなり、そういうことを、要は利便性を高くするために、この売上げに対しましてのディベートは受け取っておりません。
以上です。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） そうすると、例えば電気代等かかっても、これは実際無料だと。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） 失礼しました。その間にかかってます光熱水費につきましては1年でどれぐらい使うかという計算の上、実費を請求しております。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） どうなんでしょうね。結構これ入院してると結構かかると思うんですね。1日1,000円では足りないかなというふうに思うんですが。であれば中央病院自体でテレビを設置したほうが安上がりじゃないんですか。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） このシステムを導入いたしましたのが、今から十五、六年以上前になります。当時のときにNHKの受信費用とか設置代、あと施設も古くアンテナ工事も全部やらなくちゃいけない、電源工事も全てやらなくてはいけないということを当時検討いたしましたして、工事費から何から全部含めて計算した結果、今手元には全く資料ございませんし、その当時の資料が今現在残っているかもちょっと調べなきゃ分からないんですが、当時、トーヨーベンディングという会社なんです、そちらと契約したほうが病院にとって得であるという結論で採用したことを私は覚えております。すみません、ちょっと記憶で申し訳ございませんが。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 先ほどNHKの受信料と言われましたけど、これ中央病院単位では中央病院のNHKの受信料、どのように業者が払っているのか分かれば。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） 病室に置いてありますテレビ、これにつきましたの受信料は業者持ちです。テレビの台数でしょうか。

（発言する人あり）

○病院契約室長（野口 稔） 当時NHKと私話をしましたところ、病室1室が1個ということを考えるということですので、そのまま全部払うとなりますと個室と、あと大部屋もございますので、もう500台、600台分の、個ですか、個分の契約をしなければいけないということに……

（発言する人あり）

○病院契約室長（野口 稔） 当時まだそういうことで、NHKが取り立てっていうんでしょうか、回収はあまり激しくなかったもので、当時は病院は払っておりませんでした。払ってくれと言ってきた時点が、私どもその会社と契約しておりまして、その契約の事項の中に受信料は業者が持つことという契約をしておりましたので、直接NHKと業者を話し合わせた経過がございます。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） そうすると、それは今払っているか払っていないかは分からないということですね、業者さんが。

（発言する人あり）

○委員（飯嶋正利） 払っている。どのくらい。600分、その個室分払ってる。

○委員長（島田和雄） 飯嶋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） その何個分、幾ら払っているというのは確認しておりません。

ただ、今現在もNHKのほうに払っているのかどうかの確認をしたところ、払っているという回答だけ得ております。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） じゃ、同じような質問なんですけど、行政財産使用料の中の自動販売機、これは何社くらいの契約、1社なのか何社なのか。それから、売店の家賃ですか、これも何社もあると思うんで、これは何社くらいになっているのか。

それとあと、最後のほうの奨励金ですか、返済ということなんですけど、これは3年看護師さんが免許取って、そのままお礼奉公やらないで帰っちゃった金額だと思うんですけど、これは何人くらいいるんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、行政財産使用料でございます。自動販売機につきまして、通常のジュース類ですとか、そういったところの販売業者が2社でございます。そのほかに売店につきましてはコンビニ、あとご存じのとおりドトールですとか、12階のコンビニ、あと床屋さんと、あとビューティサービスがございます。5社でございます。

あと、最後の奨学金の返済のご質問でございますが、こちらにつきましては途中で退学した方等含めまして、今返済、この時点では3月時点では15名でございます。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 売店等の家賃についてなんですけど、これはあれですか、旭市内だけじゃないと思うんで、スタバなんかは本社が東京にありますけどね。これは市内と市外と分けた場合に、市内が何社で市外が何社なんでしょうか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 自動販売機につきましては2社とも市外でございます。あと売

店につきましてはコンビニが母子福祉会で市内でございます。あと床屋さんが市内、あと美容室が市外でございます。あとドトールとコンビニにつきましては市外でございます。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） コンビニって何回も言ってますけど、普通の売店であって、あれは中央病院ができたときから寡婦協会がやってるんじゃないですか。コンビニじゃないでしょう。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 母子福祉会でやっているところでございます。すみません、ちょっとコンビニ、コンビニと呼んでいるものですから、コンビニという言葉でちょっとしゃべってしまいました。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 実はですね、コンビニって言われたんで、この新館が建つときにコンビニを入れるって大騒ぎになったことでしょうよ。皆さんもご存じだと思うんですよ。だったら、そういうことの発言は絶対よしてくださいよ。コンビニだったら間違えますよ、これ。

現実にはコンビニじゃないでしょう。あれはもう中央病院のできた時から寡婦協会が経営するって話になってるんですからね。これをコンビニって言われたら、いや、いつ誰が入れたのかなって話になるし、だったら寡婦協会じゃない、これはリース料幾らか分かりませんよ。もしコンビニであれば、相当な利用料を取れるわけですからね。その辺をちょっと。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） すみません、ちょっと経緯何となくは聞いてございましたが、詳細はまた帰って把握いたします。おっしゃるとおりコンビニではございませんで、ちょっと今後認識を新たにいたします。すみませんでした。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど滑川先輩がちょっと言いましたように、病院は全ては患者さんのために、そして議会のほうは市民のために、病院のために一生懸命頑張っております。一部の個人じゃなくて、そして一部の事業じゃなくて、みんなが均等に回るようにひとつ努力してもらいたいと思います。

そこで、先ほど医師の給料が2,000万円、3,000万円と言ったのかな。耳が遠かったからよ

く分からないけども。33ページ、給料と手当、ここにありますが、全医師とこれ平均して1人幾らかどうか。そして一番高い先生って幾ら、そして一番低い人で幾ら、ひとつちょっと教えてください。

そして11ページに長期貸付金ってありますが、これはどういうところに貸したのかどうか、ひとつお願いいたします。

10ページ、この立木というのは何かもちょっと教えてください。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 私のほうからは、まず11ページの長期貸付金でございます。こちらにつきましては奨学金とは別に、また看護学生のほうに貸付金制度のほうもございます。こちらのほうの貸付金の残高をここに計上してございます。

あと、立木というのは、ちょっとこういう説明でいいのかどうかあれですが、病院の周りに植えてあります木ですね、その辺のは時価評価といたしますか、そちらのほうで評価をして計上してございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） ご質問の医師の給料及び給与ですね。給与で申し上げます。

先ほど経理課長が申し上げた金額は、毎月毎年ほぼ決まって支払われる給料です。これがさっき経理課長が申し上げた金額で、実際にはこのほかに変動手当っていいまして、当直とか宿直、あるいは待機時の呼び出しのときに払われる手当があります。それを全部含めると医師1人当たりの給料総額、手当を含む総額は1,257万6,000円ほどになります。

この中で、じゃ一番低い給料、一番高い給料どのくらいですかというご質問ございましたが、ちょっと一番低いところは言いやすいので言いますが、初期臨床研修医、1年次の方ですね。この人は手当も全部含めて480万円です。じゃ、一番高い人、一番高い人はちょっと言いにくいんですけども、科によりますね。一番高いある科があつて、大変もう医師の招聘に物すごく苦勞している科があつて、これはもうおおよそですけど3,000万円です。

以上です。

○委員長（島田和雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、医師の人数を教えてください。

○委員長（島田和雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 常勤医師全員で240名です。ここに給料として上がっている医師の数で言いますと、それ引く初期臨床研修医60名を引きますんで、180名という数になります。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 今やはり関連なんですけどね、今聞いたら、そんなに高くないじゃないですかね、1,256万円。ろくでもない県会議員と同じじゃないですか。いや、だって、皆さんご存じのように、95人もいる必要ないのに95人で来年やるって言ってるでしょうよ、定員を。それと同じじゃないですか。

ただ、これあれですかね、公定な金額であって、そのほかに例えばこの前事業管理者は、プラスになった場合には年度末にまたボーナスでやると、そういうような発言も何回もしてるんですけど、これはそれには入っていないわけですよね。例えば今年だと結構な黒字になっているんでね、その辺はどうお考えなんですか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 1,200何万円、平均額お答えしましたが、これは240人全部の数で、当院は大変若い先生が多い、ピラミッド構成になっておりますんで、平均額としては大したことないなという数字になると思います。それで、この数には事業管理者が黒字だったら云々と発言したところの年度末の業務手当も含んでます。含んだ数です。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 合併したときに、この前も言ったんですけど、サービス残業でそれをまともにやってったら、10億円も払えなくちゃしょうがないっていうのを、今の事業管理者が議会では答弁してるんですけどね。そういうことであれば、もっと特に医師の優遇というのは必要じゃないですかね。どうお考えですか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 給料の関係ですけれども、高いか安いかわかると言われますと、基本

的なベースは公立病院ほとんど変わりませんので、あとは残業手当で見るか、そういった諸手当で厚く見るかということになると思うんですね。

特に救急をたくさんやっているところだと、残業で見るよりはそういう当直ですとか、待機とか、そういったいろんな形で手当をしたほうが、やった回数、それからいつもアパートで待ってなきゃいけないとか、そういうのあるんですけど、残業でありますと、待機とかの手当ちょっと出せませんし、実際働いた時間分しか出ませんとか、そういうのもありまして、それはそれぞれの病院ごとに一番妥当なものを作っているんじゃないかと。

例えば私が前いましたがんセンターなどは、そういった夜間の手当というのは非常に薄くて、その代わり残業代をフルに出しますので、麻酔科医などですとやっぱり3,000万円ぐらい残業代入れて到達する者もあります。それはほとんど24時間体制で麻酔科医などは出てきますんで、そういう感じになってしまう。ですから、それで先ほど多い方3,000万円という話、同じかどうかはちょっと私分かりませんが、やはりそういった重たいところだと、どうしてもそのぐらいいくのかなと。

あと若い先生、先ほど申しました初期臨床研修医60名おります。それから、そのほかにも若い先生おりますんで、平均で1,200万円程度だということであれば、若い先生が1,000万円いくかいけないかぐらいまでしかいきませんから、残った先生は大体2,000万円近くいつているのかなと。そうすると県立とか比べてもそんなに安いわけではないんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。ということはあれですね、準公務員と言いながら、結構弾力性のある給料配分をしてると考えてよろしいですね。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） まず、準公務員ではなくて地方公務員でございます。準公務員といいますと、普通は公社とか、そういった機関のものになっちゃいますんで。

それから、柔軟なと申しまして、本俸は給与表で全部決まっていますんで、あとは諸手当については議会等の承認をいただいて、適切に設定させていただいております、あと柔軟にというお話がございました。確かに業務手当、割と大きく出せるような仕組みにはなっておりますけど、実際それをフルに活用して何千万円も出すというのは、非常識な面もありま

すので、その辺もほかの公立病院とはそぐわないような水準は常に見ながらやらせていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 準って、すみません、申し訳ありませんでした。

ただ、記憶しているのは、本庁の職員から比べるとワンランクスタートが違うというように、なことで準と言っただけの話であってね、それだけの話ですからね。どうも失礼いたしました。

○委員長（島田和雄） 答弁はいいですね。

ほかに質疑はありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 何点かお尋ねします。

分かりよく、先ほど中央病院のほうから補足説明出ましたので、これに基づいて質問します。

まず、資料4のホームページ作成及びメンテナンス費用ですか、これらを含めてお尋ねしますが、これは約1,000万円と書いてあるわけですね。そういう中で、この市のホームページから見ますと、かなり高いわけですよ。そういう中でこれはどのように更新をしているのか、その内容ですね。

それから、あと医師、看護師募集とか研修医、ここでそれぞれ約350万円ずつ使っておりますが、この医師、看護師募集広告を出した中で、どういう実績が上がったのか。また、研修医、看護師でどういう実績が上がったのか。そういう中で、これは研修医、それから看護師募集では年1回発行の求人誌に掲載、またインターネットということでございますが、ここではちょっと無理ですので、どういう求人誌なのか、参考のために後で見せていただきたいと思います。

また、これらホームページを含めたものについて紙ベースでどういうものなのか、参考のために出していただきたいと思います。まず、最初にそれをお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） まずはホームページ作成とメンテナンス費用というところでございますが、こちらにつきましては25年度、一番大きいホームページの対応は研修医のサイトをやっぱり充実させるということで、それと併せましてスマホ対応ができるようにしたと

いう形で、当然研修医、あるいは看護師の方々等がスマホを利用して入ってくるのがすごく多くなっているということで、それで若干今、議長おっしゃったみたいに高いんじゃないかということですが、その辺の対応全部いたしました。

それで、どのような形でございますが、ちょっと比較対照がなかなか難しいんですけども、このホームページのほうに変えまして、これスマホ対応できるように当然いたしましたので、ちょうど去年と今年の同じ時期ちょっと3か月ぐらいを比較してみますと、アクセス数自体が約10%ぐらい上がってきてます。ですんで、これがどのような効果だつていうふうに言われると大変難しいんですけども、まずホームページを見てもらうところから全てのものは始まると思いますので、そういったところでは大きな効果があったんじゃないかというふうに考えてます。

また、広告等のところでございますが、これ後ほどまたどういったものかというのは紙ベースで差し上げるという形にさせていただきますが、こちらのほうも大体まずそのインターネットの広告のほうに普通入っていきまして、そこから旭中央病院という存在を知っていただいて、その後普通の方は旭中央病院の、ああ、じゃこれいいなということであれば、次ホームページを見てどういうところか確認をします。そこで看護師の募集とかがあれば、といいますか、大体募集ずつとしているわけですが、そういう形の流れで来るということですので、このページを作ったがためにダイレクトにどうだったんだというところはなかなか言いにくいんですが、まずは中央病院の存在を知らしめるというところの入り口のサイトとしては極めて重要で、今やはりこの辺のまず就職を探すときには、そういう求人のあれから入っていくという流れになっておりますので、その辺はちょっとご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 今の答弁ですと、広告等出しても、その実績については、ということなんですけど、じゃとりあえずどういうものか、紙ベースで出していただきたいと同時に、この求人誌ですか、どんなものであったか参考のために後で出していただきたいと思います。

次に、今度は25年度の委託費の内訳でございますが、ちょっと数が多いんですが、何点かずつ分けてご質問します。

まず、清掃業務委託ですが約1億5,000万円ですね、それから給食業務ですか、これが5,000万円、掃除運営サポート、サポートといいますと、今度はこの掃除業務の助っ人です

か、こういうことになるわけですね。それからあと弁護士顧問料、これは3つあります。120万円ずつね。

そういう中で、まずこの掃除の業務委託料、この掃除業者についてはどういう業者が入っているのか。それはその際には、業者の一つの条件があるのか。それから、給食業務ですか。これは5,000万円ほど払っていますが、これは賄いですか。それに対してこれを払っているのか。また、掃除運営サポートというのはどういう仕事をしているのか。それからあと弁護士の顧問料ですね。普通は顧問料というのは大体年間五、六十万円が相場なんですよ。それが3つ出てるということは、3か所のその辺から弁護士事務所に頼んでいるのか、なぜそういう3か所に頼まなくちゃならないのか、まずその点お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） それでは、お答えいたします。

まず、2番の業務委託料、これがどういう業者とどういう条件かということに対してお答えいたします。

まず、この会社につきましてはエイドという会社と契約をしております、ここの守備範囲は本館、それから1号館、それから3号館、3号館というのは神経科の病棟。主に病棟の定期清掃、それからワックスがけ等全てを行っております。条件としましては、今入札の条件手持ちではないんですが、500床以上の病院についてこういう契約をしたことがあるかどうか、そういう業者入札を行いました。

あと、次の給食業務ですが、これは日清医療食品という会社と、これは主に盛りつけ、配膳とか、そういうものを約15名、業務委託を受けております。

それから、次の清掃の運営サポート費用ということですが、これ今1社ダスキンという会社と契約をしております、先ほど申し上げました本館、1号館、3号館のほかの2号館であるとか、研修施設等の清掃の指導、それからワックスがけ等の資材の供給を受けております。

次に、弁護士3か所との契約ですが、これにつきましては上2つ、主に医療事故関係の仁邦という会社1件、それからあとそのほかの一般的な法律相談、それから労務対策、あと組合対策、病院には組合っていうのはないんですが、以前そういう闘争がございまして、このときにアドバイス等を受けておりました前田弁護士、それから坂上弁護士等3件と契約しております。いずれも毎月10万円ずつ、年間120万円、3件を契約しております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） まずね、最初に清掃業務委託ですが、500床以上ということで、かなり厳しい状況、普通だったら入れないわけですね。なぜこういう条件をつけた中で掃除をやらなくちゃならないのか。本来であつたら、もっとやはり地元業者育成ということで、地元の業者が入れるような条件づくり、これが大事じゃないかと思うんですよ。やっぱり地元あつての病院ですから。

それと、この清掃業務委託で何人ぐらい働いているのか。そういう中で地元の人がどのぐらいいるのかね。

それから、次に、給食の業務委託、これは配膳の関係ですか。配膳だけでこれだけかかるわけですね。これもあれですか、やっぱり業者、特定の業者ということで、やはり業務委託をするには、ある程度の条件がついているんですか。

それから、あと11番の掃除の運営サポート、ダスキン、これはそういうことであれば問題ないです。ただ、この24から26の顧問弁護士の費用ですね。これは事故に対してなぜ2者使わなくちゃならないのか。それなら大手の弁護士事務所を使えばいいじゃないですか。それで一般的には月10万円というのは、顧問弁護士料と、いざ事件が起きたときは全然今度は報酬違うでしょう。結局弁護士事務所だつて、これによって事件を拾って歩くわけですよ。あえて何でここそういう契約をするのか。その辺お尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） まず、1点私のほうから議長の清掃委託業務1億5,200万円の人員的なものですが、平日に関しては約50名から60名の方が働いていただいております。退院時の清掃も若干やっておりますが、その中で地元の職員が何人いるかというのは、ちょっと手元にございませぬもので、その辺は必要であれば調べたいと思います。

それといま1点、先ほど野口室長がちょっとお話しさせていただきましたが、このエイドってというのは本館とシルバークアの清掃を行っております。それが50名から60名、当然日によっては多くなったり少なくなったり、最低50名、多いときは60名、それはワックス清掃を先ほどお話しさせていただきましたが、ワックス清掃、特別清掃というものをやりますもので、そのくらいの人数が必要になろうかと思います。

それと、500床以上ということで、当時入札でしたが、それ以前にこの株式会社エイド以

前に若干やはり同じような業者さんが実は入ったんですが、やはり非常に程度が悪いということで、途中で契約を1年で破棄した経緯もございまして、そういうことで、やはりそれなりの経験等がある業者でなければ困るということで、500床という実績がある業者を募ったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（島田和雄） 病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） いずれにしましても、今後その地元業者とも契約できるように、条件等を今後考えていきたいと思います。

それから、給食業務のほうなんですけど、これは配膳のほかにも食器等の洗浄等も行っていただいております。

それから、顧問弁護士料、これは10万円、高い。今後その契約料につきましても、こちらで検討をしていきたいと思います。

私ちょっと言い間違えたかもしれませんが、2件が、このうち医療訴訟とか、そういう関係は1者です。あと2件は労務対策全般的なアドバイスをいただいたり、それから組合訴訟の関係でお手伝いをいただいた弁護士2者でございます。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） いずれにしましてもこの清掃業務ですか、それも前の業者云々ということでございますが、これはきちっと掃除やる人はみんな素人でしょう。ちゃんと指導すれば、それは問題ないと思うんですよ。

この清掃業務、それから給食業務なんかは、これだけのそういう500床以上とか何とかやったら、今度は逆に入札にかけるとなると、参加する業者がいなくなっちゃうでしょう。やっぱり競争させることによって費用が下がるわけですよ。ですから、もっと入札に参加しやすい環境づくり、これも必要じゃないかと思うんですがね。まずその中でこれは入札でやったのか、入札でやったのは何社でやったのか。

それから今後、ですから、これをなるべく競争原理が働くような制度にしていくのか。これは清掃と給食ですね。

それから、あとは弁護士料ですね。よく中央病院にも勉強してもらいたいと思うんですが、市にも顧問弁護士いますよ。これは年間五、六十万円だと思うんですよ。やっぱり月に1回か2回ここへ来て相談受けて、それで事件があつたら、今度はもうかるわけですから。弁護

士ってというのは、仕事をとるための餌なんですよ、この顧問というのは。だから安くやってもいいわけです。それがなぜこんなに3人もね、そんなのは1か所の事務所を使えばね、まして今弁護士余ってるんですから。極端に言っても、ただやってる。ただってことはないと思いますけれどもね。そういう中でやっぱり顧問弁護士料ですか、十分検討する必要があると思いますので、その辺もう一度答弁いただきます。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） じゃ、まず弁護士料のほうから、ご指摘のとおり、今後よく検討していきたいと思います。ありがとうございます。

それから、入札か否かという件につきまして、これは両方とも入札をかけております。清掃のほうは入札をかけたんですが、議長ご指摘のとおり1社しか応募がございませんでした。これ再度条件を変えてかけましたけども、同じ1社でございました。最終的には随契でやっております。

それから、次の給食業務なんですけど、ちょっとお待ちください。配膳、洗浄ということで、これにつきましては2社応募があり、日清医療食品という会社が落札しております。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） いずれにしても、故意に入札参加者がいないような入札方法をとらないで、十分競争原理を生かせるような入札方法をとっていただきたいと思います。それから顧問弁護士については十分また検討いただきたいと思います。

それから、あと次に、今度は一番右のほうで派遣職員委託料ですか、派遣職員委託料というのはどういうものか。

それから、医師紹介に関するコンサルティング、25年度は1,800万円の予算に対して670万円ですが、これはこの結果どうなったのか。それから、このコンサルティングというのはどういう仕事を、業務内容をしたのか。

また、一番下に18番、看護師紹介に関するコンサルティングですか、100万円組んでありますが、この内容についてお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） 私のほうから7番の業務派遣ということで、これは事務経理2

名、電話交換室1名に対しての派遣をいただいて、3名の派遣料でございます。

私からは以上です。

○委員長（島田和雄） 病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 医師紹介に関するコンサルティング672万円の内容ですけれども、これはある民間の会社に委託して、まずこういう科のこういうレベルの医師が欲しいというふうをお願いして、まずリサーチをかけていただく。そして有望な医師に今度はアプローチをかけてスカウトしてもらうというような動きを委託しています。料金としては、まずそのアプローチ、リサーチ、スカウトに係る活動費用として年間300万円を支払って、成功報酬として招聘医師の年収の、この会社の場合は2割を支払っていると。そういう活動の結果、平成25年度の実績としては救急に常勤医が1名と非常勤が1名招聘することができました。以上です。

そして看護師紹介に関するコンサルティング約100万円、これは全国の北海道から九州までですね。看護師募集のイベントを打ちます。イベントを打つのはやっぱりプロの知見が必要なので、その運営コストとして100万円を支払っています。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） ただいまの説明ですと、医師紹介に関するコンサルティングですか、実績があったということなんですよ。その実績があったのに、なぜ医師数にそれが表れないんですかね。

それから、看護師に関するコンサルティングですか、ただ、何の実績もない、無駄金を払っていると。やっぱりせっかくそういう業者に依頼するなら、それなりの契約を取り交わしてやらないと、結局これではせっかくその業者に頼んだって、実績が上がらなかったらこれが無駄金になっちゃうと思うんですよ。

それから、あとはこのコンサルティング会社というのは、中央病院としては何社依頼しているのか。この会社は日本にも何社もあると思うんですよ。ですから、何社に依頼したのか。できたらもしその会社の名前ですか、お願いしたいと思います。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 医師紹介に関するコンサルティングにもかかわらず医師が増えていないというご指摘はそのとおりで、医師数は今現在240名を何とかキープしている

ような状態です。もちろんその内訳としては退職とこういう採用活動のプラスマイナスがありますので、純増にはできていませんが、何とか240名をキープしているという状況であるということです。

続いて、医師紹介に関するコンサルティング672万円のお支払い先についてですけどもリクルートドクターズキャリアという会社です。ただしこれは一般の紹介会社と違って、さっき申し上げたようにリサーチをかけてアプローチをかけてスカウトをしてくるというビジネスモデルをとっている会社で、日本にはそう何社もないです。当院として、そういう形をお願いしているのは、このリクルートドクターズキャリアです。ほかにそういう会社、そういうサービスをしますかという照会をしましたが、全く回答ありませんでした。この会社だけでした。

あと、看護師についてはさっきイベントを打つところの業務委託、これは1社ではなくてちょっと正確に申し訳ありませんけど、3社程度委託していると記憶してます。申し訳ありません、すみません、ちょっと正確な数は分かりませんが、3社程度に委託をしています。以上です。

これも看護師数については退職動向がまた変わってまいりますんで、なかなか現状を維持するのが難しい状況になってます。平成25年度は退職者数かなり抑えた結果、純増に看護師数は転じてますが、26年度に向かって少し苦勞しています。そんな状況です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 医師の問題は、じゃいいです。

それで、看護師紹介に関するコンサルティング、ただ何の実績もないところに頼んだ。それで100万円もね、払うというのは、普通ちょっと常識には考えられないでしょう。何らか答えが出た中で払うんなら、これはまだしもね。ちょっとこれは我々には思いつかないことなんですよ。

その中でこういう医師確保とか何とかね、こんな委託料の中に予算を組まないで、なぜこっちの例えば医師確保対策費なんかで組まないのか。同じでしょう、これ。これわざわざ結局普通の人から見たらね、この予算・決算を隠すような見方になっちゃうんですよ。それどういうふうに思うのか。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師の派遣、それから看護師の紹介、ちょっと何か説明が違っ

てたんじゃないかと思うんで、訂正します。

看護師紹介に関するコンサルティング業務というのは、看護学校の教務の先生を1回紹介してくれると幾らという形で、あとは採用するかしないかは病院側のほうで、看護学校のほうで判断しているというもので、これは数件紹介されてます。それで単価契約のほうに入っています。ちょっと課長の説明は違ってますんで、訂正させていただきます。

それから、今おっしゃった看護師雇用対策、それから医師確保対策費、別に項目持っておりますけれども、あくまでも委託費というのは業務委託をかけたものは委託費の中に組み込むというのが、それはこういった決算書のルールでやっておりますんで、それを逆に言いますと、それぞれの科目の中にみんなぶっかいて、いろんなところに業務委託入れてしまえば、逆に業務委託何やったのかというときに出てこなくなってしまう。もっと分かりにくくなるということで、いわゆる業務委託したやつはここに皆出てくるような形で、委託費の中で組んでいます。ですから、委託費外で組んでいると、やはりおかしくなってしまいますので、そうやって作っています。

以上です。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） そうしますと紹介したらね、ただ幾ら払うとなったら、サクラを使われたらどうしようもないと思うんですよね。だから、やっぱり答えが出た中で幾ら払うというのが本当じゃないんですかね、と私は思います。

それから、医師確保、結局あれですよ、今度は、ちょっとこれは離れちゃいますけど、25年は1,800万円の予算で600万円しか使わない。今度は26年は8,000万円から予算組んであるわけですね。だからかなり医師確保、これは自信を持った中で予算組んだと思うんですよね。いずれにしても医師確保、これは外部から招聘するの、これも大事だと思うんですが、一番はやはり中央病院で育った研修医、これをいかに定着させるかが、それは一番確実だと思うんですよ。

そういう中で、中央病院には先ほど滑川委員から出ましたけど、かなりよその病院から見たら、給料については、給料というよりその他の面で優遇されている面があるわけですね。月に100万円のあれがあるでしょう、医師の特別手当。年間にすれば1,200万円なんです。それを使えばかなり医師を引きとめておけると思うんですよね。その辺どういうふうに考えてますか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　ただいま医師の確保の話が出たわけですが、医師の確保につきましては給料を出せば来るといった単純な問題ではなくて、やはりこの間から一般質問でもお答えいたしましたけれども、その人なりのキャリアのいわゆるキャリアプランといえますか、そういうものもございまして、それから処遇の問題もあります。それから、当然家族の問題もありまして、病院でできることというのは処遇とか、そういったものはできるんですけれども、かといってそれだけで医師が集まるのであれば、もう日本中の病院どこへ行ってもお医者さんがうなっていると、そういう状態になるわけですが、実際は240名、8,000万円を使うというお話出しましたが、それだけ逆に自信がないから8,000万円の予算を組んで必死にやっているわけでございます。いわゆる当然今いらっしゃる先生方の後輩、先輩に声をかけていただきまして、うちの病院で働かないかと、条件も付いても家族がいるのであれば、マンションも今度造るよとか、いろんなことを言っていたとしても、なかなか来ないと。

それから、若い先生は今年も60名を超える研修医の方が応募していただきましたので、来年多分30名の枠は完全に確保できると思っておりますけど、その方たちも逆に2年間ここで勉強すると、また医局ですとか、各それぞれの出身大学に戻る方も非常に多くございまして、そういうことで苦勞をしているわけでございます。

ですから、給料については先ほどから申し上げてますように、ほかに見劣りがしないものについて、いわゆるほかに比べたら安いとかって言われたいようには非常に気を使って給与設計をしておりますけど、かといって高額なものを、いわゆる今の給与体系の中でやはり公務員という、幾ら月々100万円加えて1,200万円加えるといえども、やはりそれを乱発してしまえば、当然逆にもらえなかった先生はやめてしまうというようなこともありますので、やはり先生方の均衡も図るということで、逆に言いますと年俸制とかそういうものがとれば、もう少し先生方ときちとお話ができるのかなというようなこともありまして、独法化したらというときにはそういうのもあるよねというお話をさせていただいているわけでございます。

ですから、なかなか医師の確保というのは、看護師の確保も非常に今大変なんですけれども、そういったスタッフの確保につきましては、病院を挙げて対応しておりますので、できましたら応援していただけるようお願いしたいなと思っている次第でございます。

○委員長（島田和雄）　高橋議長。

○議長（高橋利彦） 今医師確保についてだいぶ難しいような話聞きましたけど、やはり医師確保が大変だからってということで、20億円からかけて医師マンションも、そうすれば医師も確保できるということでそれもやったわけですよ。それから、やはり中央病院には研修医制度になってから、中央病院、研修医いっぱい集まるんですよ、はっきり言ってね。それはそれだけ中央病院が魅力があるわけですよ。魅力があった中でね、魅力があるような病院にする。それはやはりそれなりの勉強ができるような体制を作る。

それで、やはり年俸制云々というなら、この前、病院長が月100万円ですか、いろいろ言っていました。やはり差をつけられたらやっぱりおもしろくない。今言ったけど、一つの基準をつけた中で、作った中でこれは結局月100万円の特別手当を有効に活用する。例えばここに課長がいて、じゃ、私は部長嫌いだから月10万円、隣の課長は好きだから50万円、これやったらおかしいですよ。だから、部長だから例えば50万円、課長だから30万円、そういうやっぱりきちとしたルールを作った中で払えば、むしろそれをうまく利用すれば、今度は年俸制と同じような条件になるでしょう。月給プラス、じゃ今度は例えば50万円で、あなたは年間600万円ね。プラスすればそれで年俸になればいいわけですから。

いずれにしても医師確保のためには、部長頑張ってくださいと思います。そういうことでお願いします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） ただいま激励の言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。お金も有効な資源でございますので、きちっと使わせてそれなりの結果を出していきたいと思っております。

それから、さっきの清掃の話ですけれども、やはり先ほど高橋議長がおっしゃるとおり、やはり1社しか入札できないというようなものであれば、結局どこに競争原理が働いてるんだというようなお叱りはごもっともだと思っておりますので、できるだけ安易な形で入札をやって、ただの値引き合戦になってしまいますと、安かろう悪かろうということで、今度は患者の方々に非常に迷惑がかかることになりますので、その辺も配慮しまして、きちっとやっていただく業者がたくさん入札できるような、そういった形で次回の契約の改定の際には、これだけじゃなくてほかのことについても配慮していきたいと思っておりますので、その辺はご了解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

滑川委員。

○委員（滑川公英） 業務委託に関してですね、二、三点お願いしたいんですけど、この計画になかった業務委託っていうのが8つほどあるんですけど、なぜそうなったのか。

それと保育所委託、それから遠隔画像診断サービスですか、それと医師紹介に関するコンサルティング、これが予算から比べるとべらぼうに数字が安くなっている。この結果を見ますと、予算が立ったのがおかしかったのか、それとも特別安く委託できたのか説明をお願いします。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院契約室長。

○病院契約室長（野口 稔） お答えいたします。

まず、予算ゼロ円が8社あるということです。これは一つ一つご説明いたしますか。

（発言する人あり）

○病院契約室長（野口 稔） これは……

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） まず、それでしたら最初にゼロ円のところでございます。

委員おっしゃるように、ゼロ円のものは予算の設定のときになかったものでございます。

それで、さまざまな環境の変化ですとか、どうしても必要に迫られてということで、当然病院経営も生き物でございますので、こういう言い方ちょっと回答になっているかどうかあれなんですけれども、流れの中でどうしても必要なものをここで発生させて吟味させていただいて取り組んでいるというところで、ちょっとご理解いただきたいなと思います。

○委員長（島田和雄） 病院事務部長

○病院事務部長（飯塚正志） ゼロ円、それから例えば右側の単価契約の4番で、遠隔画像診断サービスでございますけども、ゼロ円のものやってはいけないというのは、はっきり言って大きな何十億円という起債を相当するようなものは別としまして、予算の範囲内でいわゆる物を買うのと同じでございますので、例えば機械が壊れたですとか、そういう場合は当然買わなければいけません。ただ、予算の範囲で買うということは前提がございますので、あくまでもその範囲を超えて買う場合は議会のほうにお諮りして、補正予算なりできちっと全部見ていただいているということで、いずれも3月の議会のほうで、もう既に説明してあ

ることだと私は伺っております。

ただ、あと4番と5番のほうですと、例えば遠隔画像診断サービスは会社のほうに委託していたのが非常にうまくいかないということで、サテライトを設置して、そちらに読影を移行させたとか、その中でいろいろ考えてやっていることでございます。

したがいまして減っている。さっきのコンサルティングもそうですけども、当然コンサルティング会社のほうからうまく紹介がされなければ、その成果が出ないということで、お金も当然支払われないと。ですから、幾ら積み上げたところで基本のお金はお支払いしますけれども、成果が出なければ、その会社には成果報酬は一銭も行かないということで、こういった1,200万円も余ってしまうようなことになっております。

いずれにいたしましても、その数字が少なかったから、それは成果が出なかったとか、それから数字がぴったり予算どおりにやったから成果が出ているといったわけではございませんで、それぞれが必要に応じて作業、それから事業も委託しておりますので、もし必要でしたら、また詳細についてはご説明させていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） ではあれですね、保育所がなぜ半分になったのかとか、画像診断サービスが3分の1強くらいですか、なったのは後で教えていただけますか。今日でなくても結構です。

それとあと、もう何年も前から言っている話なんですけどね、今中央病院はやはり待ち時間が多過ぎると思うんですよ。それで、旭の人は1回帰って夕方来れば、それで何とかなんと。でもですね、ほかのところから来ている人は、もう1日かかり、朝来たら夕方にならないと帰れないと、こういうシステムをずっととっているわけですけどね。

今あれですね、先進市もありますけど、プライベート、要するに診察室の前で名前呼ばれるのが嫌だとか、そういうのも結構出てきてるんですよね。それと待ち時間の解消であれば、例えばスマホで連絡する、メールで連絡する、ないしは専用の機械で、例えば飲食店でやっているようなビービーって鳴らすとか、そのような投資を考えるつもりはないんですかね。だいぶ豊かな中央病院ですから。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 待ち時間の問題につきましては、一時薬の関係で5月、6月、

非常に待ち時間が長いということでお叱りいただきまして、それでそれにつきましては薬剤部のほうで昼飯を返上して対応するとかいう対応をとりまして、それで現在余り、以前2時間待ちだとか、そういうことはなくてほとんど1時間以内でおさまるような状況まで来ております。

ただ、いかんせんまだ2,500人ぐらいの外来が来ております。この間常任委員会の皆さんが視察に行ったところでも千数百人、多いところで千数百人、普通ですと大体1,000人ぐらいの患者さんぐらいしか外来に来ていないという中で、やはり地域の中核を支えている病院としまして、できるだけ今紹介・逆紹介も進めておりますけれども、それでもやはり患者さんについては特に制限しないで受けているというような状況でありまして、もし本当に待ち時間を短くするというのであれば、完全予約制に移行して、大体1日の外来人数を1,000人程度に抑えなければ、とても入らないものを、実は先生方皆さんが必死になって、それから職員も昼とらないとかいろんな形でやって今さばいている状態でございます。

ですから、私どもとしまして、どちらがいいのかっていうふうに考えたときに、今のところは受診制限を、先生がいないところは受診制限しているところ幾つかの科ありますけれども、内科ですとか外科については基本的には全部受けているというのを進めております。

したがいまして、もし議会のほうで受診制限をしてでもいいから待ち時間を短くしろというようなお話があれば、それは考えますけれども、私どもとしましては地域を支えている病院としましては、多少待っていただいても、皆さんがとにかく受診できる体制をとるしかないのかなと思っております。ただ、短くする努力は先ほども言いましたように、昼飯のときに大体午前から診療を始めた方が非常に午後にかかって増えてきますので、そのときにはとにかく食事は2時3時に昼をずらして、全員もう薬剤のほうも調整する。それから、外来のほうのお金のほうも1か所に集めて、もうできるだけ昼飯は食べないということで、とにかく表には見えておりませんが、さばくための努力は非常にやっているところではございます。

先ほどのスマホですとか、そういうやつもいろいろ検討はしましても、実際に数千人の話になってきますと、やたらとその辺でピーピー鳴ってても、もうしょうがありません。それから、名前についても本来呼ばないようにしてるんですけども、いかんせん、高齢者の方も多くなってきておりまして、ですから最初は番号等で呼んでいるんですけど、何回もなりますと、基本的にお名前と呼ぶと。最後は中で呼び出しをかけるというような形でやっておりまして、決してプライバシーに配慮していないというわけではなくて、ぎりぎりのところ

でやらせていただいているのが実情でございますので、その辺はご理解いただければと思っております。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございます。

待ち時間については何度も言いますように、今プライベート、プライベートとだいぶ言われてましてね、あそこに近所の人に名前呼ばれるの嫌だとか、そういう患者さんもたくさんいるわけですね。ぜひ検討していただきたいと思うんですよ。

あと、会計時間と、それから薬ですか、処方。これについては中央病院で今掲示板に載ってますけど、患者さんがクレームつけたら、今のところごめんなさい、お願いしますというようなのが病院長のお名前が出てますけどね。これについても少なくとも例えば処方がないものについても2時間3時間当たり前なんですよ、会計が。こういうふざけた話はないと思うんですよ。処方がないで薬がいないよということであれば、ちゃんと早く会計処置できていいのに、先日も経験したんです、2時間待ちましたよ、薬なしで。こういうのはどう考えてもおかしいと、我々でもそう思うのに、だったら一般市民はもっと思うと思うんですよ。

ですから、その辺のことはぜひ何回も言いますように、豊かな中央病院ですからね。ぜひ改良していただきたいんですよ。というのは、もう3年も4年も何も改良してないから言ってるんですよ。少しでも改良されていれば文句言いませんよ。批判が多くなっているから言うんですからね。その辺はぜひ執行部として肝に銘じて、そういうことについては少なくともイの一番にやっていただきたいと思いますが。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 待ち時間の改善のためには日ごろから努力はさせていただいております、今、事務部長のほうからも説明ありましたように、昼休みを短くしたり、時間帯ずらしたりということをしております。

滑川委員おっしゃったような会計を分けるとかというのは、逆に格差が出てしまうのを今平均的に待っていただくということで、各科分散後集中にしております。薬がある方、ない方を分けるっていうことは、今は順番どおりに終わった方からやっているということがありますので、また昔であれば確実に一部負担がない、例えば老人の負担がないときなどは、そういう方は先にというのはできたんですけど、今は計算をしてみないと会計があるかどうか

かっていうのは分からないんで、その辺のところは今後考えていく必要あると思うんですけど、今の状況では順番に処理をさせていただいているので、例えば結果的に無料になったりとか、薬が出なかったりというケースも順番で計算をさせていただいているというのが現状です。今後ちょっといろいろ検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 業務委託、ないしはコンサルタントでこのようにたくさんのお金を使っているんですから、例えばその待ち時間の解消とか、会計時間の解消とか、その辺についてもぜひ投資をしていただきたいと思うんですよ。これが旭市に住んでいる人だけじゃなくて、100万の医療圏の患者さんの全ての方が思っていることだと思うんですよ。

中央病院には中央病院の理由がありましようけれども、そうでなくて、だったらこれを解消するんだ、どのように解消すると、そのようなコンサルをお願いしたっていいんじゃないですか。日本にはたくさん医療関係のコンサルもあるわけですよ。我々もこの前、市長と一緒に、そういうコンサルの話を聞いてたら、我々を入れればもっと時間も短くなるから、そういう話までされてるんですからね。ぜひ中央病院の考えでないこともね、ぜひそういうコンサルが提案したことについて研究してみる余地はあると思いますが。

○委員長（島田和雄） 滑川委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今、滑川委員のほうからいろいろとご指導いただきました件につきましては、十分肝に銘じまして、待ち時間対策については引き続き頑張らせていただきますので、またいいコンサルタントのお話等がありましたら、ぜひご紹介いただいて、我々も市民、それから圏域の患者さんのために対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ただいまの事務部長の説明で聞いてますと、本当に初代諸橋院長の志を継いで、全ては患者のためにとということで一生懸命取り組んでくれているなというのがよく分かります。

私またもう少しよくしていただくために、この貸借対照表にある立木とか、植え込み、こういったものの管理をシルバーケアの玄関の前とか見ると、竹が生えてきたり、何か雑草が

生えたり、自分もシルバーケアとか行く機会があって、ちょこちょこ行きますが、ああいうところをちょっと玄関ですのきれいにさせていただくと、何かシルバーケアを利用している方も大事にされていくかなというふうに感じますので、やっぱり素晴らしい病院であり続けるために、日々改善しながら努力していただきたいとお願いしたいと思いますので、どうぞ。

○委員長（島田和雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院参事兼施設課長。

○病院参事兼施設課長（永嶋英和） 立木と緑等、松、いろんな樹木がございます。確かにここ私どももかまけて草がちょっと大きくなって申し訳ございません。何度かシルバー人材センターにもお願いしたことがあるんですが、忙しいとかいろいろありまして、今後もシルバー人材センターのほうにお願いして、病院の職員だけじゃなくて、そちらのお力添えをいただいて、きれいな病院を続けさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

高橋議長。

○議長（高橋利彦） 33ページの2目材料費の薬品費、診療材料費についてお尋ねします。

これは両方合わせますと約100億円ということで、人件費に次ぐ大きな支出になっているわけです。そういう中で、このまず薬については、よく薬何とか倍なんかというのがあるように、薬はかなりもうかると思うんですね。ですから、この73億円仕入れた中で薬はどのぐらいの利益を出しているのか。

それと、それからこの薬品材料費、これだけ買っている中で、これは入札に付しているのか。入札に付しているとすれば、どういう基準なのか。また、入札にしない場合は誰がこれを担当するのか、その辺まずお尋ねします。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 材料費の薬品費と診療材料費のご質問ですけれども、まず薬品とそれから診療材料については全て見積もり合わせでやっております。それから、これに基づく利益については、申し訳ございませんけれども、この場ではお答えを控えさせていただきます。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） 何でその利益はこの場で出せないんですかね。だって仕入れ、それから

例えば患者にやる場合であれば、あれでしょう、薬価基準に基づいて払うわけでしょう。そうすれば、何もここで出しても問題ないんじゃないですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 薬品費、それから診療材料費の値引きにつきましては各病院それぞれみんな機密になっておりまして、基本的にはお答えしないという形をお願いしております。

○委員長（島田和雄） 高橋議長。

○議長（高橋利彦） これは当然病院によって、この取り扱い金額でかなり違うと思いますよね。値引きの率ですか、仕入れの金額がね。そういう中で、機密にする、ここは公立の病院です。それがなぜ秘密にしくちやならないのか。隠す必要はないじゃないですか。それは何かあるから隠すんじゃないんですか。

○委員長（島田和雄） 高橋議長の質疑に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○委員長（島田和雄） しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時59分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田委員。

○委員（太田将範） 質問なんですけれども、薬価の問題とか材料費の問題は、一度私一般質問行ったことあるんですけれども、大体そのとき施設管理者のご回答としましたら、製薬メーカーは非常にもうかっていると、卸売、小売、病院は最悪だというような回答でした。ですから、現在非常に高いと言われている抗がん剤だとか心臓や脳の疾患、成人病の種類ですね、これが物すごく高くて病院の経営を圧迫しているんだと、このようなこと回答があったんですけれども、中央病院の場合は考え方として、なるべく値段を下げた場合はたしかに民間の病院のほうに行っている人たちと、もうお値段が違うんですよね。その点でかなり安くやってくれているということで、私はかなり市民に対して貢献しているのではないのかなと、

こういうふうに感じております。大体そんなふうな感じでよろしいのでしょうか。

○委員長（島田和雄） 太田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 薬価については、ですから、先ほど申しましたけど、ほとんどほかの病院の状況が分からないので、うちの病院が高く買っているのか安く買っているのかということ自体も、ただ全自病で集計なんかをしたときには……ですから、ちょっと分からないというしか言いようがございません。申し訳ございません。

○委員長（島田和雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（島田和雄） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（島田和雄） ご異議がないようでございますので、委員長報告は一任とさせていただきます。

ここで4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 5分

再開 午後 4時18分

○委員長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、財政課よりお手元に配付してあります財務諸表の説明をお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、平成25年度決算に基づく旭市の財務4表についてご説明申し上げます。

平成25年度旭市財務諸表（速報版）をご覧くださいと思います。

1 ページお願いいたします。

初めに、財務4表の整備、なぜつくっているかということですが、平成18年に総務省が示した地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というものに基づき、旭市においても平成20年度決算から取り組んで、今年度で6回目の作成になるものであります。

対象とする会計の範囲は、旭市における全ての会計で一般会計と国保会計をはじめとする5つの特別会計及び中央病院と水道の2つの企業会計であります。

次に、財務4表の種類ですが、右側2ページお願いいたします。

1つ目は貸借対照表で、いわゆるバランスシート、2つ目は行政コスト計算書で民間企業の損益計算書に相当するもの、3つ目は純資産変動計算書で自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするもの、4つ目は資金収支計算書で資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものであります。

次に、財務4表の相互関係であります、中ほどの図をご覧くださいと思います。

4つの表の間で対応する項目について矢印で結ぶとともに、①②③の表示がしてあります。この後説明する各表の中に網かけと、その丸付き番号を表示してありますので、ご確認いただきたいと思います。同じ数字が入るということであります。

それでは、3ページ、4ページお願いいたします。

これ以降、各表ごとに左右のページ見開きで、左のページの上段には各表の借方、貸方形式で、その合計額を表示し、下段には資産の部、負債の部等、項目名及び項目ごとの数値を表記してありますので、ご覧くださいと思います。そして右ページには市民1人当たりの金額や、その概要を取りまとめてあります。

それでは、3ページの貸借対照表、バランスシートについて申し上げます。

借方の資産合計、これは1,863億6,082万円、貸方、右側にあります負債の合計は707億9,229万円で、資産から負債を差し引いた純資産、右側下側網かけの部分ですが、これが1,155億6,853万円となりました。純資産は前年度と比較して55億506万円の増となっております。これは下の表の中に記載があります。これは金融資産の増や非流動負債、退職給付引当金の減によるものであります。

次の5ページ、6ページをお願いいたします。

2の行政コスト計算書です。

借方の経常費用は650億5,817万円、貸方の経常収益は359億9,159万円で、経常費用から経常収益を引いた純経常費用、網かけの部分、これは290億6,658万円となりました。この純経常費用は前年度と比較して35億4,311万円の減となっておりますが、これは人件費、負担金及び補助金の減によるものであります。

通常の自治体と比べて旭市においては中央病院の収益が大きいため、この図、借方、貸方の中でこの経常収益が大きくなっているということであります。下の表を見ていただくと分かるんですが、中央病院を抜きますと非常にこれは少ない額になるということであります。

7、8ページをお開きください。

3の純資産変動計算書です。上段の期首純資産残高、平成24年度末の現在高は1,100億6,347万円でありました。当期純資産変動のうち財源の変動については市税や地方交付税などの財源の調達純行政コストや固定資産形成などへの財源措置額を上回り、62億5,768万円のプラス、次の資産の変動については固定資産や長期金融資産の増加が減価償却などによる減少額を上回り18億7,796万円のプラス、次のその他純資産の変動については、開始時未分析残高の減価償却による減少によりまして26億3,058万円のマイナスとなっております。

これら3点の当期純資産変動額の合計は55億506万円の増で、下段の期末純資産残高は1,155億6,853万円となります。この期末純資産残高は先ほど説明したバランスシートの純資産と同じ数字になるということであります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

4の資金収支計算書です。上段の期首資金残高、平成24年度末で現在高は122億9,764万円でありました。当期資金収支額のうち経常的収入については市税や地方交付税、業務収益などの経常的収入が人件費や物件費などの経常的支出を上回り、113億2,809万円のプラス、次の資本的収支については資産形成に伴う資本的支出が資産売却などの資本的収入を上回り54億4,989万円のマイナス、次の市債などの借り入れや返済状況を表した財務的収支について

は、資産形成に伴う市債の借り入れ等が市債などの返済額を下回り、21億5,218万円のマイナスとなっております。これら3点の当期資金収支額の合計は37億2,602万円で、下段の期末資金残高は160億2,366万円となります。

なお、この期末資金残高は、先ほど説明したバランスシートの金融資産の資金と突合するものであります。

以上が本年度の財務4表の簡単な説明ですが、作成しましたデータにつきましては、ホームページ等を通じまして公表し、市民の皆様に旭市の財務状況や財政の健全化についてご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、お手元に平成25年度決算状況、いわゆる決算カード速報版をお配りしてあります。これは毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査に基づき作成されているもので、全国の地方公共団体の決算状況を統一的に比較するため共通した計算方法によって作成されております。よって、歳入歳出総額等は決算書の数値と若干異なっていることをご理解いただきまして、内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（島田和雄） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田和雄） 特にないようですので、財政課長の説明を終わります。

以上をもちまして本委員会……

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 歳入歳出というか、目次のところでちょっと提案なんですけれども、旭市一般会計歳入歳出決算事項別明細書が1行だけなんですけれども、そうではなくて目次に、その市税だとか地方譲与税だとか、利子、いろいろ繰越金とかあると思うんですね、歳出のほうも議会費、総務費、民生費とか。それを目次に少し入れていただければ、これは提案なんですけれども、一目でそうすると目次を見て、例えば市税だとかそういうのが分かるので、ぜひお願いをできれば……

（発言する人あり）

○委員（伊藤房代） すみません、決算書の目次です。これがその他ということで、歳入歳出ということではなく、目次という部分で、ぜひ次回からしていただくと、一目で探すのが楽

ではないかなというふうに……

(発言する人あり)

○委員（伊藤房代） 要するにその1行で、そのくくっている部分を歳入歳出を入れていただければというふうに思いますので、やっているところもあるので、ぜひそれは検討していただければと思いますので。めくるの大変かなと思うので、目次で分かれば一目で分かると思いますので、ぜひともお願いできればと思います。

○委員長（島田和雄） どうですか、もし答弁あれば。

会計管理者。

○会計管理者（赤松 正） 決算書を編成した課ということでお答えさせていただきます。

(発言する人あり)

○会計管理者（赤松 正） いろいろほかを見させていただいて検討させていただきますので。

(発言する人あり)

○会計管理者（赤松 正） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田和雄） いいですか。

それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時30分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 島 田 和 雄